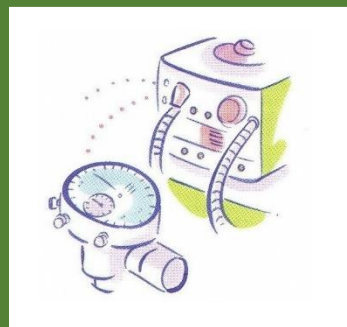


在宅人工呼吸器使用者 災害時個別支援計画 作成マニュアル



令和 2 年 7 月改訂（令和 6 年 3 月 一部改訂）

墨田区

目次

I	災害時個別支援計画の作成について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
II	個別支援計画様式・作成の手引き・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	表紙	
	フロー	
	様式1 連絡リスト	
	様式2 災害用備蓄リストー7日を目安に一	
	様式3 停電	
	様式4 地震	
	様式5 風水害（洪水、高潮等）	
	様式6 緊急時の医療情報連絡票	
	その他確認事項・確認欄	
	災害時の情報リスト	
	在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画定期見直しチェック表	
	在宅人工呼吸器使用者災害時安否確認チェック表	
	停電シミュレーションを行うにあたっての手順	
	作成の手引き・・・・・・・・・・・・・・・・	28
III	墨田区の災害時の取組・・・・・・・・・・・・・・・・	43
IV	資料編・・・・・・・・・・・・・・・・	46

I 災害時個別支援計画の作成について

1 目的

近年、大規模な地震や水害が発生しており、地域で療養中の要配慮者の支援体制が課題となっている。災害時要配慮者のうち、人工呼吸器を使用して生活している方は、移動が大変難しく、通常の避難行動は困難である。災害時の安全を守るため、あらかじめ人工呼吸器使用者・家族と協同で、個別の事情を反映させた「災害時個別支援計画」を作成し、自助力・共助力を高め、発災時に適切な行動をとることができるように準備する必要がある。平常時から災害に備える機会を持ち、災害時の人工呼吸器使用者及び家族、関係者の的確な行動につなげることを目的とする。

2 対象者

墨田区内在住で、在宅で人工呼吸器を使用して生活している方

＊睡眠時無呼吸症候群は除く 注：在宅酸素療法のみは対象ではない

3 計画作成期間

4月1日～翌年3月31日（毎年更新）

＊対象者の症状や関係機関、人工呼吸器の設定等の状況変更があった場合は、その都度更新する。

4 計画作成方法

区（保健計画課、保健センター、障害者福祉課、介護保険課、高齢者福祉課）、かかりつけ医療機関や訪問看護ステーション等の関係機関、在宅人工呼吸器使用者及び家族等の協力の下で作成に取り組む。

【東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針（令和3年9月一部改訂）より抜粋】

災害時個別支援計画は、区市町村が作成の主体となり、関係者と連携して作成します。作成の実務として、作成の一部を訪問看護ステーション等に委託した場合でも、区市町村は作成主体として適切に役割を果たすことが必要です。

災害時個別支援には、在宅人工呼吸器使用者・家族の意向が十分に反映される必要があり、在宅人工呼吸器使用者・家族の同意を得て作成します。

在宅人工呼吸器使用者・家族に同意を得るときは、次の内容を説明します。

- ・平常時には、災害に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、関係者間で、災害時個別支援計画の情報が共有されること
- ・災害時には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者やその他の者に対して、在宅人工呼吸器使用者・家族の同意がなくとも、災害時個別支援計画の情報が共有されること

なお、計画の作成は自助・共助・公助を高めることにつながりますが、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではないことについても、理解を得ます。

災害時個別支援計画の作成は、対象者が利用している訪問看護ステーションに委託することができる。（委託に関する事項は6ページを参照）

（１）各関係機関の役割

災害発生時に、安否確認、療養支援等を的確に行うため、区及び関係機関は、平時から在宅人工呼吸器使用者の所在、療養状況、生活状況等を把握し、災害時に活用できるよう情報を整理しておく。

関係機関	役割	備考
保健計画課 保健計画担当	① 対象者のリスト化（優先順位の 高い患者から記載） ② マップ作成 ③ 災害時個別支援計画の取りまとめ ④ 委託契約事務	＜リストの優先順位の付け方＞ 人工呼吸器の内部・外部 バッテリーの持続時間、 吸引器の内部バッテリー の持続時間、介護者の状 況、住宅の状況等を考慮 し決定する。
保健センター 地域保健担当	① 対象者の把握 ② 個別支援計画作成にあたっての 説明 ③ 各関係機関との調整 ④ 対象者リストの共有 ※災害時個別支援計画作成	地区担当保健師
障害者福祉課	① 対象者の把握	
介護保険課	② 個別支援計画作成にあたっての 説明	
高齢者福祉課		
防災課	対象者リストの共有	
訪問看護ステーション	医療的ケアを実施 ※災害時個別支援計画作成	訪問看護師
かかりつけ医	診察、処方	医師
介護事業所	生活支援 ヘルパー等利用計画の作成	ケアマネジャー ヘルパー
相談支援事業所	ケアプランの作成	支援相談員

ア. 対象者リスト及び災害時個別支援計画の作成と保管

対象者リスト及び災害時個別支援計画の作成は、人工呼吸器使用者又はその家族の同意を得て行う。

(ア) 申請書兼同意書

人工呼吸器使用者又はその家族の同意の上、新規作成時に申請書兼同意書を提出する。

更新新規・更新の場合は、下記のとおり提出する。

申請種類		作成者	
		訪問看護ステーション	保健師
新規	初回作成時	必要	必要
更新新規	初回作成を保健師が行い、訪問看護ステーションに委託をした初回作成時	必要	
更新	年1回更新時	必要	必要

◎申請書兼同意書は新規・更新新規・更新ともに毎年作成前の日付で提出する。

(イ) 対象者リスト

電子データと紙データの2種類で作成する。保管にあたっては、被災後すぐに活用できるよう、あらかじめ場所を定めて関係職員に周知しておく。

なお、対象者リストは、①防災課用リスト、②優先順位リストの2種類作成し、①は防災課と保健計画課が保管、②は保健センターと保健計画課が全庁共有キャビネットによって情報共有する。

(ウ) 災害時個別支援計画書

災害時個別支援計画書は、原本を人工呼吸器使用者又は家族が保管し、保健計画課、保健センター、障害者福祉課、訪問看護ステーション等、本人又は家族が希望する関係者へ写しを渡し、保管する。

イ. 対象者リスト及び災害時個別支援計画の更新

対象者リストと災害時個別支援計画は、年に1回見直す。

見直し時には、病状の変化や緊急時対応物品を確認する。また、災害時用の機器のチェックを併せて行い、外部バッテリー等の機器が使用できるようにしておく。

ウ. 関係機関からの情報収集と協力依頼

人工呼吸器使用者の災害時支援を考える際には、関係機関の災害時の体制がどのようになっているのか、あらかじめ情報収集をしておく必要がある。墨田区地域防災計画等を確認し、日頃から人工呼吸器使用者の災害時支援について、区の担当者や計画作成者は、関係機関に対し災害時要配慮者支援として協力を依頼しておく。

エ. 災害時の対応

災害時個別支援計画に基づき、災害時に連絡を取り合わなくても、それぞれの関係機関があらかじめ定めておいた対応ができるようにしておく。災害時はマニュアルに沿って人工呼吸器使用者・家族・関係機関それぞれが行動をする。

区は対象者リストを元に、安否確認を行い、支援する。

オ. 墨田区防災課への避難行動要配慮者登録の流れ

第一種身体障害者、第一種知的障害者、75歳以上の高齢者（単身、のみ世帯）、要介護3・4・5の者等が名簿として自動登録されるため、個別に登録をする必要はない。警察署、消防署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等は区との協定により、避難行動要支援者名簿の提供を受けている。人工呼吸器使用者リストは、適宜、防災課にも提出するが、避難行動要支援者名簿に記載がない場合は、別途登録手続きが必要となる。なお、登録更新は毎年9月1日となっている（年1回）。

（2）人工呼吸器使用者及び家族への働きかけ

ア. 地域との連携

人工呼吸器使用者の中には、人工呼吸器を使用し在宅で療養していることを近隣に知られたくないと考える人も多いが、災害時に円滑に避難するためにも、地域とのつながりは必要である。災害時個別支援計画を作成する過程の中で、人工呼吸器使用者や家族が前向きに近隣と接することができるよう支援する。

イ. 外出（移動）経験の確認

外出経験の有無が災害時の備えに大きく影響していることから、人工呼吸器使用者や家族が外出経路を通じて、支援者の確保と技術的な練習を少しずつ進めていけるよう関係者で力を合わせる。

※ 人工呼吸器使用者を円滑に移動させるには、4人が必要

人工呼吸器に代わる蘇生バックの操作・・・1人

介助者・・・2人

医薬品、医療材料の運搬・・・1人

ウ. 起こりうる災害（ハザード）の確認

区のハザードマップで風水害（洪水、高潮等）の想定区域や東京都都市整備局のホームページで「建物倒壊」や「延焼火災」の危険性を確認できる。

エ. 災害時の連絡方法の確保

□安否確認者

どういった場合に、どの機関が安否を確認し、どのように連絡するのかをあらかじめ決めておく。

□安否確認の方法

大災害時には携帯電話、固定電話等が不通になる可能性が高いため、通信手段を

検討しておく。複数の安否確認方法を決めておき、連絡がとれない場合には、最終的には直接訪問により安否を確認する。

□ 伝言サービスの利用

患者・家族にはNTT災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板（web171）、携帯電話災害用伝言板等の利用方法を事前に確認しておく。

5 個別支援計画作成の委託について

人工呼吸器使用者の日常のケアに携わっている訪問看護師に災害時個別支援計画の作成を委託することができる。

（１）委託内容

ア. 災害時個別支援計画の作成について、人工呼吸器使用者及び家族の同意を得る。

＊事前に地区担当保健師等区の担当者が、説明及び同意を得た上で委託する。

イ. 「墨田区災害時個別支援計画（様式１～６、他）」を使用し、計画を作成する。

ウ. 災害時個別支援計画に基づき、災害時に必要となる備品の確保及び医療機器の作動の確認とその使用方法、発災時の対応の方法（蘇生バッグの使用、バッテリーの接続等）、発災時の安否確認方法等について、対象者及びその家族へ指導を行う。

エ. 災害時個別支援計画は、人工呼吸器使用者及び家族、地区担当保健師等区の担当者、関係機関等が入る会議等にて共有する。

オ. 災害時個別支援計画の記載内容に変更があった場合には、人工呼吸器使用者及び家族の他、関係者へ情報提供する。

カ. 災害時個別支援計画は、原則、年１回内容を確認し、必要な見直しを行う。

キ. 作成した「災害時個別支援計画」の写しを墨田区保健計画課へ提出する。

（２）委託先訪問看護ステーション

人工呼吸器使用者が希望している訪問看護ステーションで、東京都訪問看護ステーション協会（以下ステーション協会）に所属している訪問看護ステーションへ依頼することができる（区内のほとんどのステーションはステーション協会に所属）。なお、訪問看護ステーションの状況により作成できない場合がある。

（３）区への連絡が必要な場合

受託者は、以下のような状況が生じた場合は、墨田区保健計画課へ連絡する。

ア. 災害時個別支援計画の作成を中止する場合

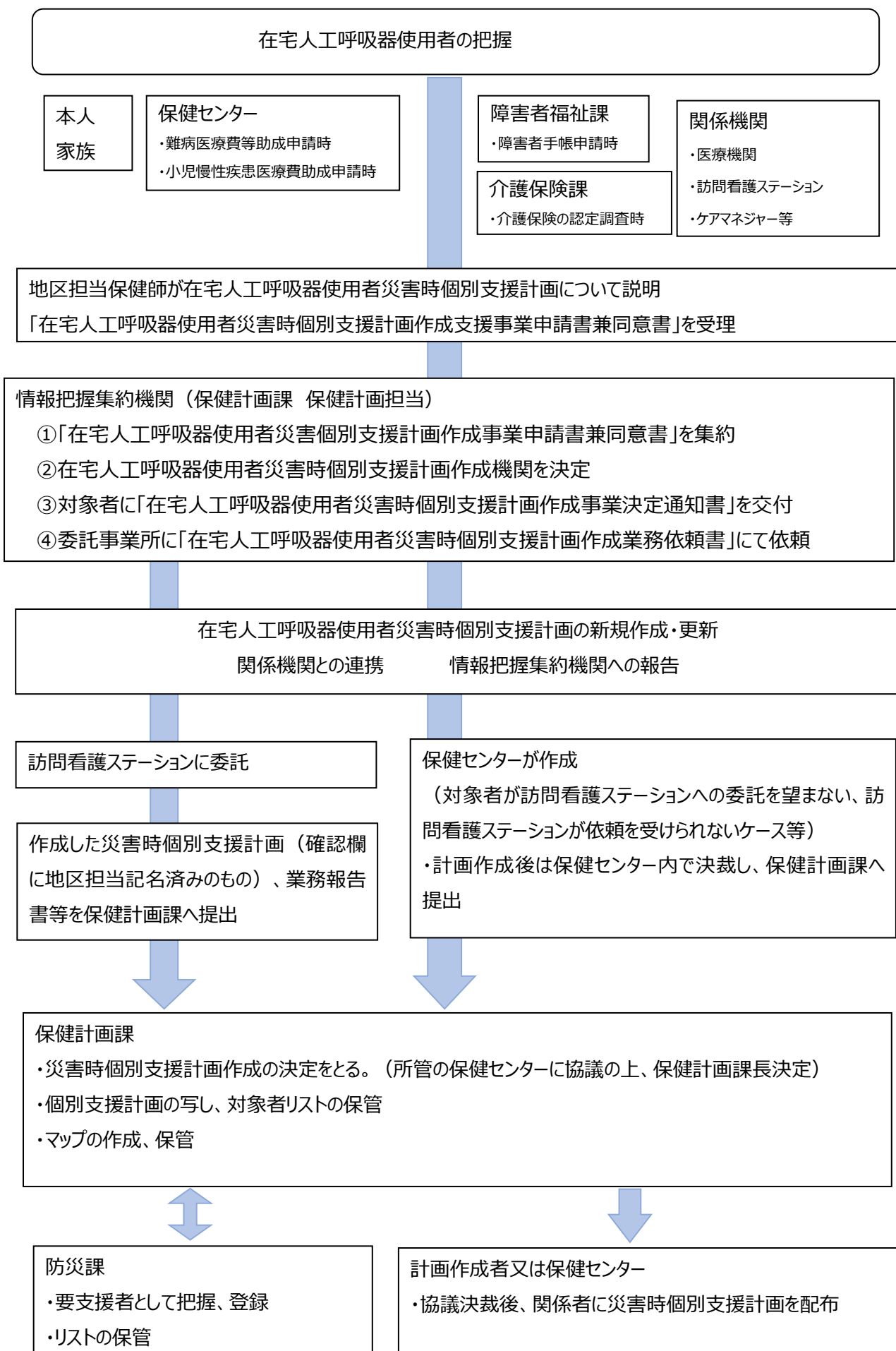
人工呼吸器使用者が入院、または何らかの理由により災害時個別支援計画の作成を中止する必要がある場合

イ. 関係機関から本事業の協力が得られない場合

（４）支払いについて

委託業務完了後、契約に基づき、保健計画課がステーション協会を通して、委託料を支払う。

6 災害時個別支援計画作成の流れ



7 災害時個別支援計画 更新手続きの流れ【年単位】

区（計）→HC	災害時個別支援計画更新の依頼とリストを送付
---------	-----------------------



HC→区（計）	保健センターは更新者を確認し、リストに計画作成場所（担当者が決まっていれば担当者名）を明記の上、保健計画課にリストを返送 ※申請書兼同意書の提出は、P4 参照
---------	--



HC→区（計）	地区担当保健師が、本人または家族に更新を確認し、申請書兼同意書を受け取り、保健計画課へ送付する。
区（計）→ ST →協会	更新・更新新規の各業務依頼書を送付する。 協会には更新委託リストを作成し、送付する。



計画更新担当者 (HC または ST) ↓ 区（計）	1 計画内容は見直しチェック表をもとに確認 2 変更があれば、該当の計画書様式を書き換える 3 下記の書類を保健計画課に提出する※ ¹ ※提出物については、P9（表1）参照
-------------------------------------	--



区（計）	計画書にチェックリストを添付、必要時に様式を差し替えて、保管する
------	----------------------------------

委託の場合 ↓

区（計）→協会	当月に提出のあった計画の一覧※ ² を作成し、月末に協会へメールにて送付
---------	---



協会→区（計）	協会は履行届及び請求書を作成し、翌月10日までに区へ送付
---------	------------------------------



区（計）→協会	区は請求に基づき支払い
---------	-------------

HC=保健センター、区（計）=保健計画課、ST=（計画を作成する）訪問看護ステーション、協会=東京都訪問看護ステーション協会

※1：見直しチェック表と業務報告書が、不備なく保健計画課に提出されたことが確認できた段階で「履行」となる。

※2：計画一覧表（p9 参照）

表1 保健計画課への提出物一覧

申請種類	計画書	見直しチェック表	【委託の場合】
新規	個別支援計画書一式の写し	不要	業務報告書
更新新規	【大幅な見直し】計画書一式の写し	見直しチェック表 の写し（必須）	（第4号様式） （必須）
更新	【一部見直し】計画書一式の写し 【変更なし】計画書一式の写し		

8 災害時個別支援計画作成時の持参物リスト

			確認
1	墨田区災害時個別支援計画	キャビネット内または、 墨田区ホームページ	
2	災害時個別支援計画作成のチラシ	資料1 （キャビネット内あり）	
3	墨田区水害ハザードマップ	危機管理担当防災課 より入手	
4	墨田区防災マップ		

9 問い合わせ先

契約・本事業に関すること	
墨田区保健計画課 保健計画担当 〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20 【TEL】03-5608-6189 【FAX】03-5608-6405	
個別ケースの相談に関すること	
向島保健センター 地域保健担当 〒131-0032 墨田区東向島5-16-2 【TEL】03-3611-6135（代表） 【FAX】03-3611-3113	
本所保健センター 地域保健担当 〒130-0005 墨田区東駒形1-6-4 【TEL】03-3622-9137（代表） 【FAX】03-3623-2108	

在宅人工呼吸器使用者のための

墨田区災害時個別支援計画

ふりがな
氏名

様

住所 墨田区

(普段療養している部屋の位置)

電話番号：携帯（ ）・自宅 - -

避難済みの目印

生年月日 昭・平・令 年 月 日生

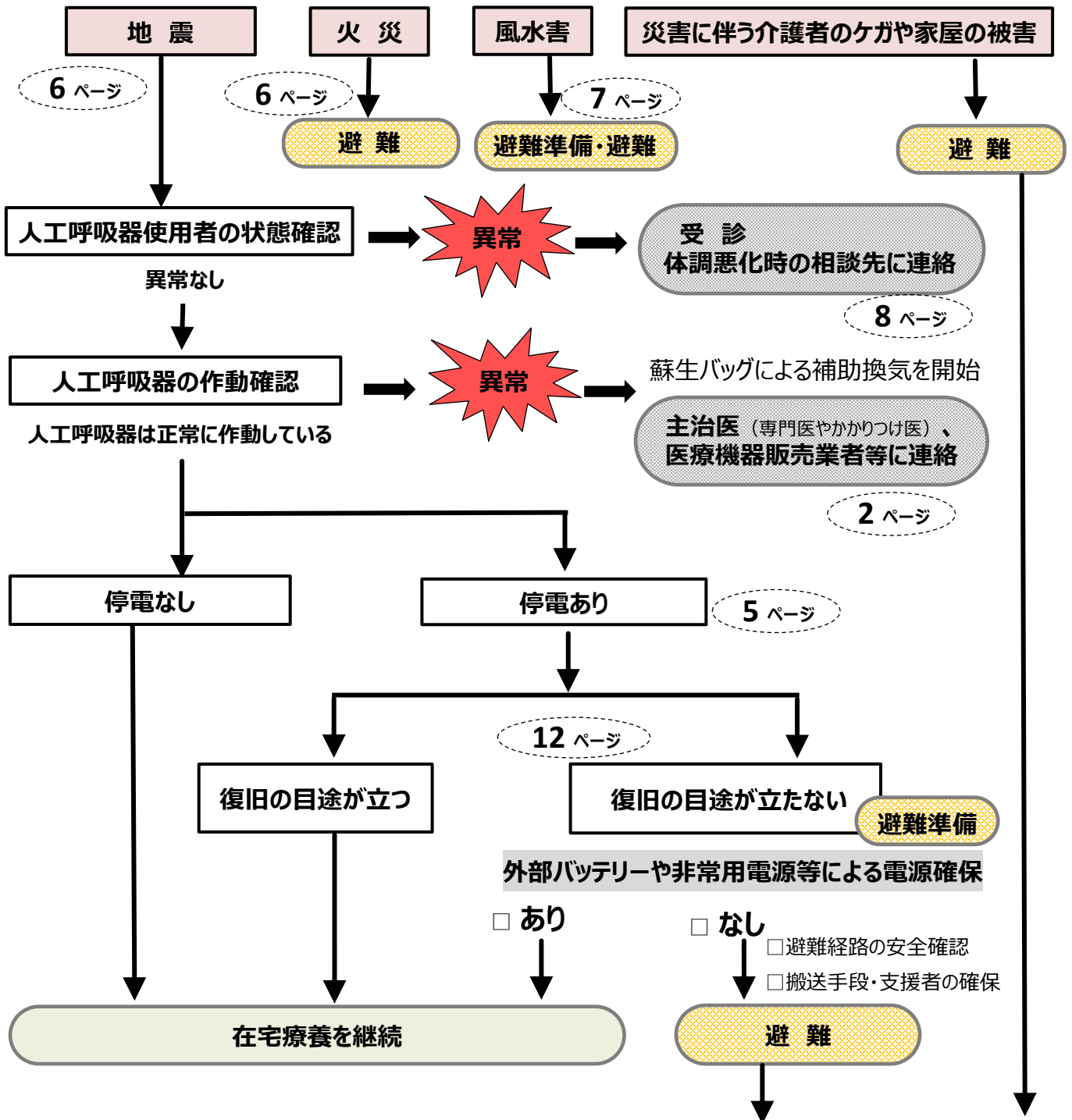
あなたの自宅付近のハザードマップ | ☐洪水 ☐高潮 ☐雨水出水
地震に関する地域危険度 | ☐建物倒壊 ☐火災

避難行動要支援者名簿 登録 | ☐有 ☐未

新規作成日	年	月	日
更新日	年	月	日
	年	月	日
	年	月	日

※1年に1回は見直しましょう

災害時における人工呼吸器の作動確認と対応の流れ



【避難先等】 ※避難経路を記載した地図を添付しておく

- ☐ 公共施設等 _____
- ☐ 非常用電源設備のある施設 _____
- ☐ その他（親戚・知人宅等） _____
- ☐ 避難手段・方法 _____

連絡リスト

①安否確認する機関・担当者

- ☐訪問看護ステーション（ ）
☐その他（ ）

②人工呼吸器使用者・家族との安否の確認方法



③区市町村担当部署（人工呼吸器使用者災害時安否確認窓口等）

- ☐保健計画課（FAX：5608-6405、TEL：56086189）
☐保健センター（ ）



④安否確認機関と区市町村担当部署との連絡方法

防災担当部署（ ）防災課（ ）との情報共有

安否確認する機関・担当者も被災している場合があります。関係機関で対応を相談しましょう。

■関係者・機関

災害用伝言板 などの登録	続柄・区分など	氏 名	所属・勤務先など	電話番号・メールなど
自 助 ・ 共 助	同居家族（ ）			
	親 戚・近 隣 者			
	搬送支援者			
	避難先（ ）			
共 助 ・ 公 助	かかりつけ医			
	専 門 医			
	かかりつけ薬局・薬剤師			
	訪 問 看 護 師 等			
	保健師			
	障害者福祉課			
	生活福祉課			
	ケアマネジャー			
	相談支援専門員			
	医療的ケア児コーディネーター			
	ホームヘルパー等			

■医療機器販売業者 機器に異常がある時など連絡

区 分	担 当 者	所 属	電 話 番 号
人工呼吸器（機種： ）			
酸素濃縮装置（機種： ）			
吸引器（機種： ）			

様式 2

災害用備蓄リストー 7 日を目安にー

適宜、必要に応じて品目を追加・削除しましょう。避難の際は、この災害時個別支援計画を持参しましょう。

品 目			1 日使用量	備 蓄 数	避難時の持出数	置き場所など
呼 吸 関 連	人 工 呼 吸 器				☐	
	蘇 生 バッグ				☐	
	外 部 バッテリー				☐	
	予 備 呼 吸 器 回 路				☐	
	予 備 気 管 カニューレ				☐	
	加 温 加 湿 器				☐	
	パルスオキシメーター				☐	
	酸 素 ポンプ				☐	
吸 連 引 関	吸 引 器	バッテリーなし			☐	
		バッテリーあり			☐	
		非 電 源 式			☐	
	吸引チューブ				☐	
	低圧持続吸引ポンプ（唾液を吸引する機器）				☐	
衛 生 材 料	グ ロ ー ブ				☐	
	アルコール綿				☐	
	蒸 留 水 / 精 製 水				☐	
	注 射 器				☐	
					☐	
					☐	
栄 養	経腸栄養剤（ ）				☐	
	イリリガートル				☐	
	接 続 チューブ、注 射 器				☐	
	経鼻経管栄養チューブ等				☐	
薬	常 備 薬				☐	
	頓 服（ ）				☐	
排 泄	オムツ				☐	
	おしりふき				☐	
	膀胱留置カテーテル等				☐	
伝 達 思	文 字 盤 など				☐	
					☐	
非 常 用 電 源 等	発 電 機 使 用 燃 料（ ）				☐	
	蓄 電 池				☐	
	乾 電 池				☐	
	延長コード（三又プラグ）				☐	
	シガーソケット・ケーブル				☐	
そ の 他	懐 中 電 灯				☐	
	情 報 機 器（ラジオやスマートフォンなど）				☐	
	ビニール袋、ティッシュペーパー				☐	
	水				☐	
	☐ 家族の必要物品（ ）				☐	
	☐				☐	
	☐				☐	
	☐					

平常時の備え

1 呼吸・吸引関連機器の作動時間

● 人工呼吸器（本体と外部のバッテリー時間）

バッテリーには耐用年数があります。作動時間は定期的に確認しましょう。

内部（本体）バッテリー作動時間 外部バッテリー作動時間

_____ 時間 + $\left[\text{_____ 時間} \times \text{_____ 個} = \text{_____ 時間} \right] = \text{_____ 時間}$ 合 計

● 酸素濃縮装置（本体と酸素ボンベの時間）

内部（本体）バッテリー作動時間 1 本当たりの酸素ボンベの消費時間

_____ 時間 + $\left[\text{_____ 時間} \times \text{_____ 本} = \text{_____ 時間} \right] = \text{_____ 時間}$ 合 計

● 吸引器

充電機能付吸引器の連続作動

_____ 分 足踏み式吸引器等、電源を用いない吸引器も準備しましょう。

2 非常用電源

● 発電機 _____ A ● 車のシガーソケット・ケーブル _____ A

● 蓄電池など _____ A

万が一に備えて使用する機器のアンペア（A）数を調べておきましょう。発電機などは正弦波インバーター搭載かどうか確認し、医療機器との接続について、主治医や医療機器販売業者等と相談しておきましょう。

3 医療機器の使用アンペア（A）

● 人工呼吸器 _____ A ● バッテリー・バッテリーの充電器など _____ A

● 吸引器 _____ A ● _____ A

（ほとんどの吸引器は起動時に使用アンペアが大きくなる）

4 蘇生バッグ

☐ 手の届く定位置に置く ☐ 定期的に使用訓練を行う

5 東京電力パワーグリッド株式会社への登録 ☐ 済 ☐ 未

6 非常用電源設備のある施設（バッテリーの充電など） 1 ページ

☐ 非常用電源設備のある施設の場所の確認
（被災状況等により、充電が難しい場合があります）

停電時の確認と対応

使用者の状態 ☐ 人工呼吸器使用者の状態の確認 6 ページ

人工呼吸器 ☐ 正常に作動しているか
☐ バッテリー作動に切り替わっているか
☐ 加温加湿器へのぬるま湯や水の追加、もしくは人工鼻に変更
☐ 故障の場合は、かかりつけ医や医療機器販売業者等に連絡する

吸引器等 ☐ 非電源式吸引器等の準備
☐ 低圧持続吸引ポンプ（唾液を吸引する機器）を乾電池式に切り替える

酸素濃縮装置 ☐ 酸素ポンベに切り替える

電気関連 ☐ 電気が復旧するまでコンセントからプラグを抜く
☐ コンセント周辺に水がかかっていないかなど安全確認をする
☐ ブレーカーを落としてから、避難する

1 呼吸・吸引関連機器・器材、非常用電源

- 万が一人工呼吸器の故障などにより正常に作動しなくなった時は、蘇生バッグで補助換気する。
- 電気の復旧の目途が立たない場合、非常用電源を使用して、人工呼吸器の外部バッテリーを交互に充電する。
- 発電機によって外部バッテリー等を充電する場合は、必ず屋外で使用する。
- 充電式吸引器は、吸引する時だけ作動させる。

2 呼吸・吸引関連機器以外

- 電動ベッド | 電気が復旧したら、背上げ・背下げなどを行って姿勢や高さを調整する。
- エアマット | エアマットの状態に応じて、ふとんなどで調整する。
- 意思伝達装置 | バッテリーや乾電池を用いた操作に変更する。文字盤や合図などに変更する。
- 照明 | 懐中電灯・ランタン・ヘッドランプなど乾電池等で動く照明に変更する。
- 情報機器 | ラジオやスマートフォンなどを活用し、情報を得る。

3 ブレーカー

- ブレーカーが **落ちている** | コンセントからプラグを抜き、バッテリー作動に切り替えた後にブレーカーを上げる。
 ブレーカーを上げて電気が点かない、すぐに落ちてしまう場合は、電気工事店又は東京電力パワーグリッド株式会社（12 ページ）へ連絡する。
- **落ちていない** | 近所一帯が停電している場合又はブレーカーが落ちていないにもかかわらず家の全部（又は一部）の電気が使えない場合は、停電情報を確認する（12 ページ）。
 室内灯が点灯するかなど、電気の復旧を確認した後、プラグを差す。

4 非常用電源設備のある施設（バッテリーの充電など） 1 ページ

1 確認

人工呼吸器使用者の状態	☐ 顔色に変化はないか ☐ SpO₂ など、バイタルサインに異常はないか ☐ 人工呼吸器のモニター値などに変化はないか ☐ ケガをしていないか	8 ページ
人工呼吸器の作動状況	☐ 正常に作動しているか ☐ 呼吸回路の接続部にゆるみはないか ☐ 人工呼吸器のモニター値（設定値）が変わっていないか	9 ページ
家族らにケガはないか	☐ 家族らにケガはないか	1 ページ
療養環境	☐ 家屋や避難経路は大丈夫か ☐ ライフライン（電気・水道・ガス）は大丈夫か ☐ 室内に落下や転倒したものはないか	1 ページ

2 対応

近隣で火災発生	☐ 近隣者に支援を求める	2 ページ
	☐ 安全な場所へ避難（避難先）	
	☐ 可能であれば災害用備蓄品を持って避難	3 ページ
停電発生	☐ 停電時の確認と対応	5 ページ

3 安否の連絡 2 ページ

日常の備え |

- 機器の作動時間、作動方法を確認しておく。
- 避難に備え、様式 2（3 ページ）の持ち出し物品をまとめておく。
- 自宅、避難先、避難経路のハザードマップを確認し、予想される災害の程度や搬送支援者の確保状況等に応じて、避難のタイミングや避難先を決めておく。

危険度の高まりに応じて段階的に発表される防災気象情報の確認と取るべき行動の目安

警戒レベル 1 【早期注意情報（警報級の可能性）】 情報収集し、必要に応じて避難準備を始める

- ☐ 医療機器のバッテリー等の充電
- ☐ 非常用電源等の作動確認

警戒レベル 2 【注意報】 避難行動を確認。いつでも避難できるよう準備を完了する
台風など大規模な災害が予想される場合は、この段階での避難開始も検討する

- ☐ 避難時持ち出し物品の準備、確認 **3 ページ**
- ☐ 避難経路の確認（添付の地図で確認）
- ☐ 搬送手段の確認 方法 _____ TEL _____
- ☐ 避難先への連絡 ①どこ _____ TEL _____
住所 _____
- ②どこ _____ TEL _____
住所 _____
- ☐ 避難に要する時間 ①まで 約 _____ 分 ②まで 約 _____ 分

警戒レベル 3 【高齢者等避難】 すみやかに危険な場所から避難する

- ☐ 避難先へ避難開始

警戒レベル 4 【避難指示】 危険な場所からの避難を完了する

- ☐ 安否の連絡 **2 ページ**

緊急時の医療情報連絡票

人工呼吸器の設定に関する医師の指示書などの最新情報を一緒に保管しましょう。この連絡票は、災害時等に初めて対応する医療関係者に伝えたい医療情報をまとめたものです。人工呼吸器の設定内容等が変更した場合は、かかりつけ医や訪問看護ステーション等に声をかけて、作成・更新してもらいましょう。緊急的な受診の際にはこの様式を見せましょう。

体調悪化時の相談先・受診の目安となる状態

☐ 相談先 _____ TEL _____

☐ 相談先 _____ TEL _____

【受診の目安となる状態】 ※平常時に主治医に確認しましょう

【 基本情報 】

記入日 年 月 日

氏 名 (フリガナ)	()					
生年月日	年	月	日	年 齢	歳	性 別 ☐ 男性 ☐ 女性
住 所	TEL					
診断名						
既往や 合併症						
今までの経過	発 症 年 月 人工呼吸器装着 年 月					
服用中の薬	11 ページに処方箋やお薬手帳のコピーなどを貼っておきましょう					
基礎情報	身長	cm	体重	kg	血圧	/ mm hg
	体温	℃	脈拍	回 / 分	SpO ₂	%
コミュニケーション	☐ 口話 ☐ 筆談 ☐ 文字盤 ☐ 口文字 ☐ 意思伝達装置 () ☐ その他 () 具体的に記載 (Yes / No のサイン等)					

記入日 年 月 日

9 ページ

■ 人工呼吸器に関する情報の貼付欄

【例】 人工呼吸器の設定の指示書のコピー・人工呼吸器と外部バッテリーとの接続写真など

■ 医療情報等に関する貼付欄

【例】 保険証・薬の処方箋やお薬手帳のコピー・安楽な体位等の注意事項など

■ その他確認事項

■ 確認欄

【計画作成者】

令和 年 月 日

所属 _____ 氏名 _____

【行政担当者】

令和 年 月 日

所属 _____ 氏名 _____

災害時の情報リスト

発災時に使用できるよう平常時に登録し、訓練しましょう

安否情報の登録・確認

☐ 災害用伝言ダイヤル 171

災害時に、固定電話、携帯電話・PHS 等の電話番号あてに安否情報（伝言）を音声で録音（登録）し、全国でその音声を再生（確認）することができる。公衆電話の場所も確認しておく。

☐ 災害用伝言板

携帯電話・PHS のインターネット接続機能で、被災地の方が伝言や文字によって登録し、携帯電話・PHS 番号をもとにして全国でその伝言を確認できる。

災害時は各社の公式サイトのトップ画面に災害用伝言板の案内が表示される。

登録は被災地域内の携帯電話・PHS からアクセスが可能である。詳細は各社のページを確認する。

☐ 災害用伝言板（Web171）

パソコンやスマートフォン等から固定電話や携帯電話・PHS の電話番号を入力して安否情報（伝言）の登録、確認を行うことができる。 URL <https://www.web171.jp> へアクセスする。

停電情報の確認

☐ 東京電力パワーグリッド株式会社

ホームページの場合 【停電情報】 URL <https://teideninfo.tepco.co.jp>

【問い合わせ】 URL <https://www.tepco.co.jp/pg/user/contact.html>

スマートフォンアプリの場合 【TEPCO 速報】 平常時にダウンロードしておきましょう

電話番号 0120-995-007

0120 番号がつかない時 TEL 03-6375-9803（有料）

避難情報・気象情報など

【墨田区】

☐ 墨田区ホームページ

URL <https://www.city.sumida.lg.jp/index.html>

QR コード



☐ 墨田区危機管理ツイッター

QR コード



☐ すみだ安全・安心メール（平常時に登録しておきましょう）

区内で発生した気象・地震などの情報や、犯罪・不審者の情報をメールで配信している。

登録用空メール s.sumida-city@raidai2.ktaiwork.jp



☐ 墨田区避難所開設状況システム URL <https://sumida.hinanjo.dmacs.jp/>

区内に開設された避難所情報や混雑状況を確認できる。



☐ 防災行政無線

災害発生時又は発生の恐れがあるときに、区内の小・中学校や公園などに設置しているスピーカーを通じて、必要な情報を伝えている。放送された内容は、区ホームページ、ツイッター、電話応答サービスにより確認することができる。

防災行政無線電話応答サービス 電話：03-5608-6274

【国・東京都・TV】

☐ 気象庁 あなたの街の防災情報 URL <https://www.jma.go.jp/bosai/>

☐ 国土交通省 川の防災情報

☐ 東京都水防災総合情報システム

☐ 東京都防災ホームページ URL <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/>

☐ 東京都防災アプリ（平常時にダウンロードしておきましょう）

☐ テレビのデータ放送（リモコンのdボタンを押して気象情報などを確認）

☐ NHK データ放送

地デジテレビで地域設定を「墨田区」に設定すると、NHK データ放送から災害情報のほか、墨田区が発表する災害関連情報なども確認できる。

在宅人工呼吸器使用者

氏名

(見直し日 年 月 日)

チェック項目

具体的内容

1. 作成時からの変更事項

変更あり

変更
なし

- ◆療養者や支援機関の住所・電話番号等連絡先
- ◆避難場所、移動手段
- ◆体調悪化時の相談先、受診の目安
- ◆安否の確認者、確認方法、連絡方法
- ◆医療状況（人工呼吸器機種・設定、服薬、酸素、カニューレなど）
- ◆その他（ ）

□
□
□
□

□

□

2. 物品

あり

なし

- ◆不足はないか
- ◆消費期限に余裕はあるか
- ◆新たに必要な物品はないか

3. 訓練等の実施状況

できる

でき

持って

- ◆停電時のシュミレーション
- ◆外部バッテリーの繋ぎ方（使用期間 年）
- ◆足踏み式吸引器
- ◆蘇生バッグの使用
- ◆発電機の使用
- ◆シガーライターケーブルの使用
- ◆懐中電灯
- ◆ラジオ
- ◆災害用伝言版、災害用伝言ダイヤルの練習
- ◆移動の訓練
- ◆その他（ ）

[illegible][illegible]

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □

4. 個別支援計画の課題とその対応策

前回からの課題	[	]
対応状況	[	]
新たな課題	[	]
対応策	[	]

5. 療養者や家族の心配・不安など

〈確認欄〉 【見直し実施者】 令和 年 月 日 所属 氏名

【行政担当者】 令和 年 月 日 所属 氏名

<利用者名>

<確認日>

年 月 日 時 分

人工呼吸器

問題
なし あり

- ☐ ☐ 作動中（AC電源・外部バッテリー・内部バッテリー）
☐ ☐ 気管カニューレや呼吸器回路の異常
☐ ☐ 外部電源（外部バッテリーや発電機等）の残時間（ ）時間
☐ ☐ 蘇生バックは使える状況か（蘇生バックが手元にある、介護者は使用できる）
☐ ☐ その他の不安内容（ ）

療養者

問題
なし あり

- ☐ ☐ バイタルサイン [血圧（ ） / （ ） 脈拍（ ）
SPO₂（ ） 体温（ ）]
☐ ☐ その他身体状況 内容（ ）
☐ ☐ 精神的不安 内容（ ）

介護者

問題
なし あり

- ☐ ☐ 介護の継続 理由（ ）

ライフライン

問題
なし あり

- ☐ ☐ 電気
☐ ☐ ガス
☐ ☐ 水道

その他医療機器
介護用品問題
なし あり

- ☐ ☐ 吸引器（充電式吸引器・足踏み式吸引器等）
☐ ☐ 酸素（酸素ボンベ（ ）本）
☐ ☐ エアマット（停電時の対処）
☐ ☐ その他（ ）

特記事項

判断

- ☐ 在宅継続
☐ 入院
☐ 避難

安否情報の連絡

- ☐ 主治医
☐ ケアマネジャー
☐ (把握集約機関)
☐ その他()

看護計画

<確認者>

所属

氏名

停電シミュレーションを行うにあたっての手順

氏名：

開始前の準備・確認	1 災害時個別支援計画の作成 災害時個別支援計画、物品等の置き場所を支援者と共に共有しておく	
	2 物品の準備・確認事項 ☐ 外部バッテリーの充電・接続方法 ☐ その他 ☐ 吸引器の充電 ☐ 蘇生バッグ ☐ 足踏み式吸引器 ☐ 発電機（エンジンオイル・燃料）	
参加予定者	☐ 本人・家族 ☐ 訪問看護ステーション ☐ ケアマネジャー ☐ ホームヘルパー ☐ 人工呼吸器事業者 ☐ 保健師 ☐ その他（ ）	
	実施予定日 平成 年 月 日（ ） 時 ～	

実施手順	◆停電時の対応（様式2） ☐ 1 人工呼吸器のコンセントを抜く ☐ 2 外部バッテリーによる作動（外部バッテリーにつなが必要がある場合つなぐ） ☐ 3 人工呼吸器のAC電源をもどす ☐ 4 酸素使用の場合はボンベに切り替える ☐ 5 充電式吸引器をベッドサイドに用意 ☐ 6 充電式吸引器の作動確認 ☐ 7 ブレーカーの場所 ◆停電が長引く場合の対応（様式3） <u>1 発電機の使用</u> ☐ 発電機を屋外で作動させる ☐ 発電機で充電する物をつなぐ <u>2 車から電源をとる場合</u> ☐ 正弦波インバータの使用 ☐ 専用シガーライターケーブルの使用 ◆電力を用いない方法の確認 ☐ 蘇生バッグの使用 ☐ 足踏み吸引器の使用 ◆安否の連絡方法（様式4） ☐ 安否の連絡について（どこにどのような方法で連絡するか確認） ◆夜間の照明の確認 ☐ 懐中電灯、予備の電池の用意・点検	
	評価	
今後の計画		
実施日	平成 年 月 日	記録（所属： 氏名： ）

在宅人工呼吸器使用者のための 災害時個別支援計画作成の手引

- 表 紙
- フロー | 災害時における人工呼吸器の作動確認と対応の流れ
- 様式 1 | 連絡リスト
- 様式 2 | 災害用備蓄リスト – 7 日を目安に –
- 様式 3 | 停電
- 様式 4 | 地震
- 様式 5 | 風水害（洪水、高潮等）
- 様式 6 | 緊急時の医療情報連絡票
- 参考 | 災害時の情報リスト

■ 表紙

在宅人工呼吸器使用者のための

墨田区災害時個別支援計画

ふりがな
氏名
様

① 住所 墨田区

(普段療養している部屋の位置) _____

電話番号：携帯 () ・ 自宅 - - -

避難済みの目印 _____

生年月日 昭・平・令 年 月 日生

② あなたの自宅付近のハザードマップ | ☐洪水 ☐高潮 ☐雨水出水

③ 地震に関する地域危険度 | ☐建物倒壊 ☐火災

避難行動要支援者名簿 登録 | ☐有 ☐未

作成日	年	月	日
更新日	年	月	日
	年	月	日
	年	月	日

※1年に1回は見直しましょう

- ①** 人工呼吸器使用者の氏名、ふりがな、住所、電話番号を記入する。普段過ごしている居室の位置を記載する。

例) 集合住宅2階、玄関から入って右の部屋
安否確認のため訪れた関係者に避難済みである
ことがわかるよう、避難した場合の目印についても決めておく。

- ②** 自宅付近のハザードマップ

居住地区のハザードマップ等を確認し、自宅付近にどのような災害の危険性があるのかを調べ、起こりうるものについて、☐にチェックをつける。あわせて地震に関する地域危険度も確認（東京都地域危険度で検索）し、☐にチェックを入れる。その他に考えられるハザードがある場合には、空白スペースを活用する。

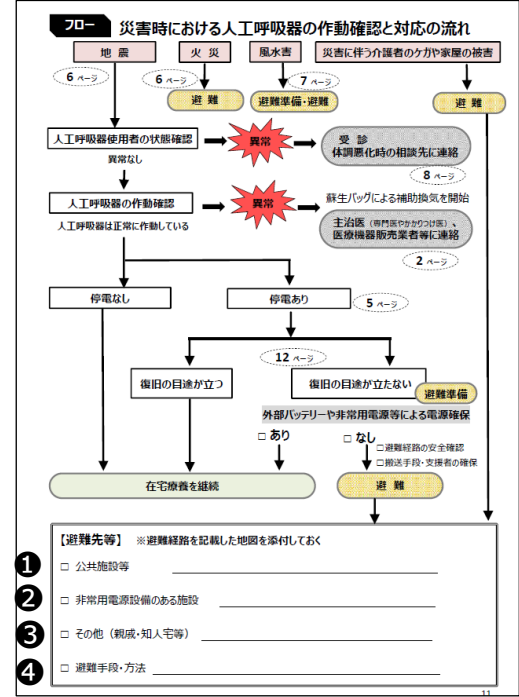
- ③** 避難行動要支援者登録

居住地の区市町村の避難行動要支援者名簿への登録が済んでいるか否かについて確認し、☐にチェックをつける。

- ④** 作成日・更新日

新規で作成した日を作成日とする。その後新たに計画書自体を作成し直しても、それは更新となり、作成日は変わらない。更新の目安は1年に1度であるが、人工呼吸器の設定や関係機関の変更など必要に応じて更新する。

災害時における人工呼吸器の作動確認と対応の流れ（フロー）



災害時における人工呼吸器の作動確認と対応フローを示した。フローに基づき、どのような場合に連絡・相談、避難、受診等を行うかについて人工呼吸器使用者および家族、関係機関とともに整理し、シミュレーションできることが理想である。また、フローに示すページ数は、災害時個別支援計画のページ番号に対応している。

1 避難先等

避難する場合の避難先の名称、住所を記載する。避難経路についてもハザードマップで確認し、安全な避難経路を記入した地図を、計画と併せて保管する。家屋の倒壊や二次災害の危険がない場合には在宅療養を継続する。

2 公共施設等

避難場所、避難所、福祉避難所の名称、住所を記載する。

3 非常用電源設備のある施設

自宅近くで非常用電源設備等があるところ（医療機器の外部バッテリー類の充電ができるところ）を確認し記載する。複数箇所を記載できることが望ましい。

4 その他

親戚や知人宅などあらかじめ決めておいた避難先を記載する。様式 5（7 ページ）風水害の避難先と同じ場合もある。

5 避難手段・方法

避難の手段や方法を決めておき、記載する。

様式 1 連絡リスト

様式 1 連絡リスト

1 安否確認する機関・担当者
2 人工呼吸器使用者・家族との安否の確認方法
3 区市町村担当部署
4 安否確認機関と区市町村担当部署との連絡方法
5 関係者・機関
6 医療機器販売業者

関係者・機関	氏名	所属・勤務先など	電話番号・メールなど
家族（ ）			
近隣者			
搬送支援者			
避難先（ ）			
かかりつけ医			
専門医			
かかりつけ薬局・薬剤師			
訪問看護等			
保健師			
障害者福祉課			
ケアマネジャー			
相談支援専門員			
産業的ケアコーディネーター			
ホームヘルパー等			

区分	担当者	所属	電話番号
人工呼吸器（機種： ）			
酸素濃縮装置（機種： ）			
吸引器（機種： ）			

安否を確認する機関・担当者（安否確認の流れ）

発災後、人工呼吸器使用者や家族、自宅周辺の安全が確認出来たら、安否の状態を人工呼吸器使用者・家族から安否確認者へ発信する。

- 1 安否確認する機関・担当者の欄には発災時に人工呼吸器使用者の安否確認を行う機関や担当者名（例：訪問看護ステーション、区市町村の担当部署等）について記載する。
- 2 人工呼吸器使用者・家族との安否の確認方法の欄には、人工呼吸器使用者との安否確認の手段（災害用伝言サービス、Eメール、訪問等）について記載する。
- 3 区市町村担当部署の欄には、人工呼吸器使用者災害時支援窓口等、区市町村の担当部署を記載する。
- 4 ①安否確認する機関・担当者と③区市町村担当部署は連絡を取り合う方法をあらかじめ決め、その確認方法を記載する。

区市町村の本庁・支所の被災や、予定していた安否確認者が被災した場合などの方法も検討しておく。防災担当部署を記載し、安否確認後の区市町村のルールに従って連絡する。

⑤ 関係者・機関

家族や近隣者、地域のかかりつけ医などの名称、電話番号やメールなど連絡先の一覧を作成する。

避難先には、親戚・知人宅等あらかじめ決めている先の連絡先を記載する。

災害用伝言版などの登録欄には、災害用伝言板やグループメール等に登録している関係者・関係機関に

◎、災害時個別支援計画を共有している関係者・機関に○をつけるなど工夫する。

⑥ 医療機器販売業者

人工呼吸器、酸素濃縮装置、吸引器等の医療機器販売業者の連絡先を記載し、機器に異常のあった場合に連絡できるように準備する。

■様式2 災害用備蓄リスト

様式2 災害用備蓄リスト-7日を目安に-					
適宜、必要に応じて品目を追加・削除しましょう。避難の際は、この災害時個別支援計画を持参しましょう。					
	品 目	1日使用量	備 蓄 数	避難時の持出数	置き場所など
① 呼吸器関連	人工呼吸器			☐	
	蘇生バッグ			☐	
	外部バッテリー			☐	
	予備呼吸器回路			☐	
	予備気管カニューレ			☐	
	加温加湿器			☐	
② 吸引関連	パルスオキシメーター			☐	
	酸素ポンプ			☐	
	吸引器	バッテリーなし バッテリーあり 非電源式		☐	
③ 衛生材料	吸引チューブ			☐	
	吸引持続吸引ポンプ（唾液を吸引する機器）			☐	
	グローブ			☐	
	アルコール綿			☐	
④ 栄養	蒸留水／精製水			☐	
	注射器			☐	
				☐	
⑤ 薬	経腸栄養剤（ ）			☐	
	経腸栄養剤（ ）			☐	
	経腸栄養剤（ ）			☐	
⑥ 排泄	オムツ			☐	
	おむすき			☐	
	膀胱留置カテーテル等			☐	
⑦ 伝達	文字盤など			☐	
				☐	
				☐	
⑧ 非常用電源等	発電機 使用燃料（ ）			☐	
	蓄電池			☐	
	乾電池			☐	
⑨ その他	延長コード（三又プラグ）			☐	
	シガーソケット・ケーブル			☐	
	懐中電灯			☐	
	情報機器（ラジオやスマートフォンなど）			☐	
	ビニール袋、ティッシュペーパー			☐	
	水			☐	
				☐	
				☐	
				☐	

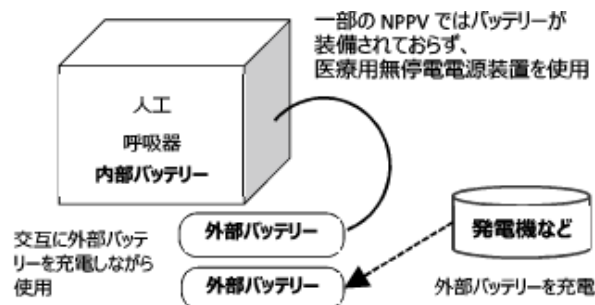
7日間を目安とした備蓄数、避難や受診の際の持出数を記入する。適宜、要・不要な項目があれば追加・削除する。定期的に確認し、使用期限があるものは、入れ替えを行う。

機器・機材の特徴

①呼吸関連

人工呼吸器

電気を動力源とする。鼻マスク等を用いた人工呼吸療法（NPPV）専用の一部の人工呼吸器以外は、内部（本体）バッテリーがある。停電等で、コンセントからの電気が使用できない時は、交互に充電した外部バッテリーで人工呼吸器を使用する。



蘇生バッグ

停電による呼吸器停止時に、手動で呼吸を確保する道具。手の届く定位置にすぐ使える状態にしておく。

外部バッテリー

停電時の人工呼吸器の電源。①常に人工呼吸器に繋ぎ、人工呼吸器を動かしながら充電するタイプと、②バッテリー単独で充電し、停電時（使用時）に人工呼吸器に繋ぐタイプがある。そのため、②のタイプは、繋ぎ方を練習しておく必要がある。

バッテリーは経年劣化し、作動時間が短くなっていく。そのため、代替品を備えるなど、安全性を考慮した方法をかかりつけ医などと相談する。また、外部バッテリーがフル充電で何時間使用できるか、またフル充電に何時間かかるのかを日頃から確認しておく。

予備呼吸器回路

災害の影響による破損、新しい回路の供給ができなくなる恐れがあるため、予備の一式を準備しておく。

予備気管カニューレ

長期の避難やカニューレ抜去等の事故に備えて、カニューレ交換できるよう準備しておく。

加温加湿器

停電時には動かなくなる。人工鼻に変更可能か、非常用電源を用いて使用するかなどかかりつけ医に相談し、対応策を決めておく。なお、人工鼻は、加温加湿器やネブライザーなどとは併用しない（過度の吸湿により、人工鼻が閉塞する恐れがあるため併用禁忌）。

パルスオキシメーター

卓上型（AC 電源）でバッテリーがあるタイプや、乾電池タイプがある。停電時に長時間の使用は難しくなることも考えられるが、避難した時にも身体状態を確認できるよう、AC 電源で作動するタイプだけでなく乾電池で作動するタイプを用意することが望ましい。

酸素ボンベ

使用状況に応じて必要本数を準備する。かかりつけ医や医療機器販売業者と話し合っておく。

② 吸引関連

吸引器

充電式や非電源式（足踏み式など）の吸引器が必要。充電式吸引器は常に充電しておく。バッテリーは劣化するため2年度目途に交換することが望ましい。

吸引チューブ

予備の吸引チューブは平常時の吸引回数を考慮し、7日分以上の量を準備する。

低圧持続吸引ポンプ（唾液を吸引する機器）

唾液などを低圧で持続的に吸引するポンプで、AC 電源で作動するタイプや乾電池で作動するタイプがある。

③ 衛生材料

グローブやアルコール綿、消毒液など平常時の使用状況を考慮し、7日分以上の量を準備する

④ 栄養

経腸栄養剤の製品名と、注入時に使用する器材について記入する。7日分以上の量を準備する。

⑤ 薬

7日分以上の量を準備し、最新の処方箋やお薬手帳のコピーを様式6（11 ページ）に貼る。

⑥ 排泄

オムツやカテーテルなど必要に応じて準備する。

⑦ 意思伝達

文字盤や「はい・いいえ」の合図など電気機器を用いない手段もあらかじめ決めておく必要がある。また、バッテリーや乾電池を電力とした機器を備えることが望ましい。

⑧ 非常用電源等

発電機や蓄電池を人工呼吸器に直接つなぎ作動させることは推奨されていない。必ずかかりつけ医や医療機器販売業者に使用方法を確認する。

発電機

正弦波インバーター搭載タイプを準備することを勧める。

発電機作動中は、一酸化炭素中毒の危険があるので、必ず屋外で使用し、定期的に作動確認することを勧める。

カセットボンベを使用するタイプの発電機は、使用後にカセットボンベを本機から取り外した状態で、通常通りエンジンを始動させ、エンジンが停止するまで運転し、配管内の残留ガスを使い切る。

ガソリンを使用するタイプの発電機について、ガソリンは消防法上の危険物に該当するため所有や使用に関する詳細は消防署等に確認する。

蓄電池

正弦波が出るタイプのものを選ぶ。充電や作動確認の方法については販売業者に確認する。

乾電池

パルスオキシメーターや懐中電灯、ラジオなどを使用するため、単 1、単 2 などの単位電池やボタン電池など用途に合わせて複数用意する。

延長コード（三又プラグ）

医療機器の中には三又プラグが必要な場合があるので使用している医療機器を確認する。自家用車や発電機から電気を取る場合や避難所等で使用するために準備する。

シガーソケット・ケーブル

必要に応じて準備する。普通車で一般的に使用される電気は直流（DC）12V であり、家庭用電源（AC 100V）として使用する場合はインバーターが必要である。医療機器との接続はかかりつけ医や医療機器販売業者と平常時から相談しておく。

⑨その他

- ・懐中電灯のほか、介護用にはランタン型やヘッドランプ型ライトが便利である。停電時すぐに利用できるよう、療養ベッドの近くに設置しておくといよい。
- ・ラジオなどの情報機器や、それらを動かすための乾電池やモバイルバッテリーを準備する。
- ・布担架を使用する場合は、事前に搬送訓練を実施しておく。
- ・備蓄品の保管場所を示す写真などは様式 6（10～11 ページ）の貼付欄を活用する。
- ・生活に必要な医療なども合わせて準備する。
- ・家族の必要物品を記入する。

■ 様式 3 停電

様式 3 停電	
平常時の備え	
①	1 呼吸・吸引関連機器の作動時間 ● 人工呼吸器（本体と外部のバッテリー時間） バッテリーには耐用年数があります。作動時間は定期的に確認しましょう。 内部（本体）バッテリー作動時間 外部バッテリー作動時間 _____ 時間 + [_____ 時間 × _____ 個 = _____ 時間] = _____ 時間 ● 酸素濃縮装置（本体と酸素ボンベの時間） 内部（本体）バッテリー作動時間 1 本当たりの酸素ボンベの消費時間 _____ 時間 + [_____ 時間 × _____ 本 = _____ 時間] = _____ 時間 ● 吸引器 充電機能付吸引器の連続作動 _____ 分 足踏み式吸引器等、電源を用いない吸引器も準備しましょう。
②	2 非常用電源 ● 発電機 _____ A ● 車のシガーソケット・ケーブル _____ A ● 蓄電池など _____ A 万が一に備えて使用する機器のアンペア（A）数を確認しておきましょう。発電機などは正弦波インバーター搭載かどうか確認し、医療機器との接続について、主治医や医療機器販売業者等と相談しておきましょう。
③	3 医療機器の使用アンペア（A） ● 人工呼吸器 _____ A ● バッテリー・バッテリーの充電器など _____ A ● 吸引器 _____ A ● _____ A （ほとんどの吸引器は起動時に使用アンペアが大きくなる）
④	4 蘇生バッグ ☐ 手の届く位置に置く ☐ 定期的に使用訓練を行う
⑤	5 東京電力パワーグリッド株式会社への登録 ☐ 済 ☐ 未
⑥	6 非常用電源設備のある施設 （バッテリーの充電など） 1 ページ ☐ 非常用電源設備のある施設の場合の確認 （震災状況等により、充電が難しい場合があります）

【平常時の備え】

① 呼吸・吸引関連機器の作動時間

人工呼吸器

人工呼吸器の内部（本体）のバッテリー作動時間と外部バッテリーの個数、時間について記し、合計で何時間バッテリー対応できるか記載する。バッテリーを使用した後はすぐに充電し、常にフル充電にしておく。バッテリーがフル充電になるまでの時間については、①医療機器販売業者に確認する、②平常時に実際に充電しながら計測する等があり、定期的に確認する。

酸素濃縮器

酸素濃縮装置の内部（本体）バッテリー作動時間と酸素ボンベの消費時間について記載する。

例）1ℓ／分の酸素使用者の場合、165ℓ ボンベが満タンで

$$165\ell \div 60\text{分} = 2.75$$

約2時間30分使用可能という概算である。

吸引器

充電機能付吸引器の連続作動時間を記入する。

② 非常用電源

停電が長引くとバッテリーだけでは足りなくなるので、あらかじめ非常用電源を確保しておく。非常用電源として、「発電機」、「車のシガーソケット・ケーブル」、「蓄電池など」を記載したが、人工呼吸器と直接つながることは推奨されていないため、必ずかかりつけ医や医療機器販売業者に使用方法を確認する。

人工呼吸器に対して安全な使用が認められている電源は以下のとおりである。

- ① 医療機器販売業者が推奨する人工呼吸器のバッテリー
- ② 医療機器販売業者が推奨する人工呼吸器専用のシガーソケット・ケーブル
- ③ 医療機器販売業者が推奨する医療機器専用の無停電電源装置（UPS）

③ 医療機器の使用アンペア

非常用電源から充電するために、医療機器などのアンペア（A）やワット（W）を確認しておく。機器の「W（ワット）数」や「VA（ボルトアンペア）数」を100で割る（÷100）と「A数」とほぼ同じである。機器の起動時は表記されている消費電力の2～3倍の電力が必要なことを考慮する。車のシガーソケット・ケーブルについては、医療機器販売業者の推奨する専用のケーブルやシガーソケット・ケーブル付きインバーター（正弦波に変換でき人工呼吸器などの精密機器につなげられるタイプ）を準備し必ずエンジンを駆動させてからつなぐ。エンジン駆動時は電流が乱れるので故障の原因になる。

④ 蘇生バッグ

いつでも蘇生バッグを使えるように準備し、万が一の時は蘇生バッグで補助換気する。鼻マスク等を用いた人工呼吸器（NPPV）では緊急時・災害時に蘇生バッグでの対応をどうするかについて、かかりつけ医と十分に相談しておくことが必要である。

蘇生バッグの練習（どのくらいの力で、何秒に1回押すかなど）や点検は、かかりつけ医や訪問看護師に定期的に確認してもらいながら実施することが必要である。

照明やパルスオキシメーターなどと一緒に、人工呼吸器使用者の近くに準備しておくようにする。

⑤ 東京電力パワーグリッド株式会社への登録

東京電力パワーグリッド社への登録について確認する。登録されていない場合は、保健所・保健センター等に相談するよう勧める。

⑥ 非常用電源設備のある施設

停電時にバッテリーの充電ができる可能性のある非常用電源設備のある場所を確認し、フロー（１ページ）に記載する。

停電時の確認と対応	
① ① 使用者の状態	☐ 人工呼吸器使用者の状態の確認 6 ページ
人工呼吸器	☐ 正常に作動しているか ☐ バッテリー作動に切り替わっているか ☐ 加温加湿器への給湯や水の追加、もしくは人工鼻に変更 ☐ 故障の場合は、かかりつけ医や医療機器販売業者等に連絡する
吸引器等	☐ 非電源式吸引器等の準備 ☐ 低圧持続吸引ポンプ（嚥物を吸引する機器）を乾電池式に切り替える
酸素濃縮装置	☐ 酸素ボンベに切り替える
電気関連	☐ 電気が復旧するまでコンセントからプラグを抜く ☐ コンセント周辺に水がかかっているかないかなど安全確認をする ☐ ブレーカーを落としてから、避難する
② ② 呼吸・吸引関連機器・器材、非常用電源	● 万が一人工呼吸器の故障などにより正常に作動しなくなった時は、蘇生バッグで補助換気する。 ● 電気の復旧の目途が立たない場合、非常用電源を使用して、人工呼吸器の外部バッテリーを交互に充電する。 ● 充電機によって外部バッテリー等を充電する場合は、必ず屋外で使用する。 ● 充電式吸引器は、吸引する時だけ作動させる。
③ ③ 呼吸・吸引関連機器以外	● 電動ベッド 電気が復旧したら、背上げ・背下げなどを行って姿勢や高さを調整する。 ● エアマット エアマットの状態に応じて、みとなどで調整する。 ● 意思伝達装置 バッテリーや乾電池を用いた操作に変更する。文字盤や合図などに変更する。 ● 照明 懐中電灯・ランタン・ヘッドランプなど乾電池で動く照明に変更する。 ● 情報機器 ラジオやスマートフォンなどを活用し、情報を得る。
④ ④ ブレーカー	● ブレーカーが落ちていない コンセントからプラグを抜き、バッテリー作動に切り替えた後にブレーカーを上げる。 ブレーカーを上げても電気が点かない、すぐに落ちてしまう場合は、電気工事店又は東京電力パワーグリッド株式会社（12 ページ）へ連絡する。 ● 落ちていない 近所一帯が停電している場合はブレーカーが落ちていないにもかかわらず家の全部（又は一部）の電気が使えない場合は、停電情報を確認する（12 ページ）。 室内灯が点灯するかなど、電気の復旧を確認した後、プラグを差す。
⑤ ⑤ 非常用電源設備のある施設（バッテリーの充電など） 1 ページ	

【停電時の確認と対応】

下記の状況を確認し、□にチェックを入れる。

① 停電時に確認し対応する内容を示した。

使用者の状態

人工呼吸器使用者の状態の確認について、様式 4（6 ページ）を参考にする。

人工呼吸器

バッテリー作動時間に切り替わっているかを確認し、外部バッテリー等につなぎ替える必要がある機器は対応する。人工呼吸器に異常がある場合は蘇生バッグによる呼吸に切り替え、かかりつけ医や医療機器販売業者に連絡する。加温加湿器の対応や人工鼻への変更等についてはあらかじめかかりつけ医に確認しておき、停電が長引く事態を想定して備える。

吸引器等

充電式吸引器は使用回数が多いと充電が切れるため、足踏み式吸引器等非電源式の吸引器の準備も必要である。

酸素濃縮装置

酸素濃縮装置のバッテリーは長くて 30 分程度である。停電時は速やかに酸素ボンベに切り替える。

電気関連

通電火災等の予防のため、コンセント周囲の安全確認を行い、電気が復旧するまでコンセントからプラグを抜く。避難する場合はブレーカーを落としてから避難する。

② 呼吸・吸引関連機器・器材、非常用電源

呼吸・吸引関連機器・器材、非常用電源に関して注意点を示した。

停電の復旧の目途が立たない場合、非常用電源を使用するなどして、複数の外部バッテリーを交互に充電し、人工呼吸器を作動する。

③ 呼吸・吸引関連機器以外

平常時から確認・準備をし、停電時に変更・調整できることが必要である。

電動ベッドについては業者と相談し、停電時でも姿勢や高さの調整が可能なレバーを準備できるか確認する。

④ ブレーカー

ブレーカーが落ちているか否かを確認し、それに応じた対応を勧める。停電時はコンセントからプラグを抜いておく。

⑤ 非常用電源設備のある施設

フロー（１ページ）に同じ

■ 様式 4 地震

様式 4 地震

1

1 確認

人工呼吸器使用者の状態	☐ 顔色に変化はないか ☐ SpO ₂ など、バイタルサインに異常はないか ☐ 人工呼吸器のモニター値などに変化はないか ☐ ケガをしていないか	8 ページ
人工呼吸器の作動状況	☐ 正常に作動しているか ☐ 呼吸回路の接続部にゆるみはないか ☐ 人工呼吸器のモニター値（設定値）が変わっていないか	9 ページ
家族らにケガはないか	☐ 家族らにケガはないか	1 ページ
療養環境	☐ 家屋や避難経路は大丈夫か ☐ ライフライン（電気・水道・ガス）は大丈夫か ☐ 室内に落下や転倒したものはないか	1 ページ

2

2 対応

近隣で火災発生	☐ 近隣者に支援を求める ☐ 安全な場所へ避難（避難先） ☐ 可能であれば災害用備品を持って避難	2 ページ 3 ページ
停電発生	☐ 停電時の確認と対応	5 ページ

3

3 安否の連絡 2 ページ

事前に準備しておくこと

普段から、人工呼吸器使用者のベッドやその周辺に転倒・落下してくる物がないよう整える。

地震が起きた時は下記を確認し、□にチェックを入れる。

① 確認

人工呼吸器使用者の状態

揺れが収まったら、人工呼吸器使用者に問題が生じていないか確認する。顔色や酸素飽和度の値、換気量が著しく減っていないか等人工呼吸器のモニター値を確認する。

人工呼吸器の作動状況

人工呼吸器が正常に作動しているか確認する。異常な音や臭いはしないか、人工呼吸器のモニター値（設定値）が変更していないか等確認する。

また、家族らにケガはないか、療養環境について確認する。

② 対応

地震の後には火災が発生する危険があるので、区市町村の防災行政無線などに注意する。近隣で火災が発生した場合に、すぐに安全な場所に避難できるよう（ ）内に避難先を記載しておく。停電の場合は、様式 3（5 ページ）に沿って停電時の対応を行う。

③ 安否の連絡

安否の連絡は、様式 1（2 ページ）に従って、人工呼吸器使用者・家族から安否確認者へ発信する。

ただし、地震の時は、停電が長期化することを見据えて、安否確認者は連絡のみでなく訪問等により直接安否確認を行う。人工呼吸器使用者・家族の状態や人工呼吸器の作動等を確認し、在宅療養が継続できるかどうかを判断し、区市町村担当部署と連携して対応する。

また、どういう場合に（例：震度〇以上）安否確認を行うかを、あらかじめ決めて、様式の余白に記載しておくとい。関係者が安否確認のために訪問した時には、すでに人工呼吸器使用者・家族が避難している場合もあるため、避難済みの目印（表紙を参照）について予め決めておき、関係機関で共有しておく。

■様式5 風水害（洪水、高潮、土砂災害等）

日常の備えとして、①機器の作動時間、作動方法の確認、②避難に備え、様式2（3ページ）の持ち出し物品をまとめておく、③自宅、避難先、避難経路のハザードマップを確認し、予想される災害の程度などに応じて、避難のタイミングや避難先を決めておく。

危険度の高まりに応じて段階的に発表される防災気象情報の確認と取るべき行動の目安

様式5 風水害（洪水、高潮、土砂災害等）	
日常の備え！ - 機器の作動時間、作動方法を確認しておく。 - 避難に備え、様式2（3ページ）の持ち出し物品をまとめておく。 - 自宅、避難先、避難経路のハザードマップを確認し、予想される災害の程度や搬送支援者の確保状況等に応じて、避難のタイミングや避難先を決めておく。	
危険度の高まりに応じて段階的に発表される防災気象情報の確認と取るべき行動の目安	
①	警戒レベル 1 【早期注意情報（警報級の可能性）】 情報収集し、必要に応じて避難準備を始める。 ☐ 医療機器のバッテリー等の充電 ☐ 非常用電源等の作動確認
②	警戒レベル 2 【注意報】 避難行動を確認し、いつでも避難できるよう準備を完了する 台風など大規模な災害が予想される場合は、この段階での避難開始も検討する。 ☐ 避難時持ち出し物品の準備、確認 3 ページ ☐ 避難経路の確認（添付の地図で確認） ☐ 搬送手段の確認 方法 _____ TEL _____ ☐ 避難先への連絡 ①どこ _____ TEL _____ 住所 _____ ②どこ _____ TEL _____ 住所 _____ ☐ 避難に要する時間 ①まで 約 _____ 分 ②まで 約 _____ 分
③	警戒レベル 3 【高潮警報等避難】 すみやかに危険な場所から避難する。 ☐ 避難先へ避難開始
④	警戒レベル 4 【避難指示】 危険な場所からの避難を完了する。 ☐ 安否の連絡 2 ページ

① 警戒レベル 1

医療機器のバッテリー等の充電や非常用電源等の作動確認を行い、□にチェックをつける。

② 警戒レベル 2

避難時持ち出し物品の準備、確認

避難を想定し、様式2（3ページ）を参考に、持ち物を確認し、□にチェックを入れる。台風など大規模な災害が予想される場合は、この段階での避難開始も検討する。

避難経路の確認

予め避難経路を記入し、準備しておいた地図を使用し、安全な避難経路を確認する。

搬送手段の確認

あらかじめ決めている搬送手段を記載する。避難する場合は、早めに搬送支援者・避難先に連絡し、避難できることが望ましい。気象情報をこまめに確認し、搬送支援者に出発予定時刻等を伝える。

避難先への連絡

避難先は、浸水の深さ、浸水が続く時間などを考慮して、あらかじめ決め、その避難先を記載する。避難する場合は、到着予定時間を連絡する。

避難に要する時間

搬送支援者への連絡や搬送手段も考慮したうえで、避難に要する時間を記載しておく。

③ 警戒レベル 3

避難先へ避難開始

風水害が予想されている場合、風雨が強くなる前に、浸水の危険性が低い場所へ早めに避難できればより安全である。避難情報を確認し、避難する。

④ 警戒レベル 4

安否の連絡

避難が完了し安全を確認したところで、様式1（2ページ）に従って安否確認者へ連絡する。

※日頃の外出の機会は、移動方法、バッテリーの作動時間、避難経路の確認ができ、避難訓練になる。

■ 様式 6 緊急時の医療情報連絡票

災害時は、人工呼吸器使用者の健康状態を理解しているかかりつけ医や訪問看護ステーション等の支援を受けられず、緊急でかかりつけ医以外の施設に受診・入院する可能性がある。そのような場合に備え、必要な情報を記入しておく。災害時以外にも旅行等の外出時に携帯するとよい。

受診の際には災害時個別支援計画を持参し、見せるようにする。

体調悪化時の相談先、受診の目安となる状態

災害時に状態が悪化した場合を見据え、受診の目安となる状態や、相談先を決めておく。

様式 6 緊急時の医療情報連絡票

人工呼吸器の設定に関する医師の指示書などの最新情報を一緒に保管しましょう。この連絡票は、災害時等に初めて対応する医療関係者に伝えたい医療情報をまとめたものです。人工呼吸器の設定内容等が変更した場合は、かかりつけ医や訪問看護ステーション等に声をかけて、作成・更新してもらいましょう。緊急的な受診の際にはこの様式を見せましょう。

体調悪化時の相談先・受診の目安となる状態

① 相談先 _____ TEL _____

② 相談先 _____ TEL _____

③ **【受診の目安となる状態】** ※平常時に主治医に確認しよう

④ **【基本情報】** 記入日 年 月 日

氏名 (フリガナ)	()				
生年月日	年	月	日	年齢	性別 ☐ 男性 ☐ 女性
住所	TEL				
⑤ 診断名					
⑥ 既往や合併症					
⑦ 今までの経過	発症	年	月	人工呼吸器装着	年 月
⑧ 服用中の薬	11 ページに処方箋やお薬手帳のコピーなどを貼っておきましょう				
基礎情報	身長	cm	体重	kg	血圧 / mmHg
	体温	℃	脈拍	回 / 分	SpO ₂ %
⑨ コミュニケーション	☐ 口話 ☐ 筆談 ☐ 文字板 ☐ 口文字 ☐ 意思伝達装置 () ☐ その他 () 具体的に記載 (Yes / No のサイン等)				

① 相談先

発災時のかかりつけ医の役割や区市町村の医療体制等を確認した上で相談先を事前に決めておき、記載する。本人の状態をアセスメントできる機関（例：かかりつけ医・訪問看護ステーション等）と人工呼吸器使用者が医療にアクセスが可能となるよう調整できる区市町村の窓口部署（例：支援窓口）等を書くことが望ましい。また、連絡方法についても様式 1（2 ページ）を参考にあらかじめ決めておく。

② 受診の目安となる状態

発熱、呼吸状態など、どのような状態の悪化が受診や入院の目安になる状態か、あらかじめかかりつけ医に確認した内容を記載する。

③ 記入上の注意点等

【基本情報】

③ 診断名

主たる診断名（人工呼吸療法が必要となった疾患名）を一つ記入する。

④ 既往や合併症

生命や健康問題に影響が大きいと考えられる疾患名を記入する。記入欄が足りない場合は次ページの医療情報「その他の特記事項」欄を使用する。

⑤ 今までの経過

発症時期と、現在使用している人工呼吸器（鼻マスク等を用いた人工呼吸療法（NPPV）又は、気管切開による人工呼吸療法（TPPV）の装着開始時期を記入する。気管切開による人工呼吸療法（TPPV）に移行した場合は、速やかに最新の情報に更新する。

⑥ 服薬中の薬

内服薬の他にインスリン注射薬や気管支拡張剤のテープ等、重要な薬を記入する。薬局から渡される説明書を様式6（11ページ）に貼るなどこの連絡票と一緒に保管しておく。

⑦ 基礎情報

状態変化を早期に発見するために必要な情報である。

⑧ コミュニケーション

コミュニケーションの方法を□にチェックする。記載の欄に普段の方法を具体的に記入する。

【医療情報】

医療情報は随時変更があり得るため、記入日を記載し、変更があった場合には最新の情報に差し替える。

【医療情報】		記入日	年	月	日												
①	人工呼吸器	☐ 非侵襲的人工呼吸 (NPPV) ☐ 気管切開下経人工呼吸 (TPPV) 機種名 () 会社名 () 換気モード ☐ 量規定 (VCV) ☐ 圧規定 (PCV) 換気モード () ☐ 1回換気量 () ml / 回 呼吸回数 () 回 / 分 ☐ IPAP () EPAP () 吸気時間 () 秒 装着時間 ☐ 24時間 ☐ 夜間のみ ☐ その他 ()															
②	酸素	☐ あり () L / 分 ☐ なし 使用時間 ☐ 24時間 ☐ 夜間のみ ☐ その他 ()															
③	気管切開	カニューレ製品名 () サイズ (ID / OD) ☐ カフ ☐ 付き ☐ なし カフ圧 / エア量 () ml															
④	吸引	☐ 気管内 ☐ 鼻腔内 ☐ 口腔内															
⑤	栄養・水分	摂取方法 ☐ 経口 ☐ 胃ろう ☐ 腸ろう ☐ 経鼻 ☐ その他 () チューブの種類とサイズ 種類 () サイズ () Fr 経腸栄養剤などの製品名 () 1日の総カロリー () kcal 1日の水分量 () ml															
⑥	排泄	☐ 自立 ☐ オムツ ☐ 膀胱・腎留置カテーテル () Fr ☐ その他 ()															
⑦	社会資源利用状況	☐ 身体障害者手帳 () 級 ☐ その他の手帳等 () ☐ 介護保険 要介護 () ・ 要介護 () ☐ 難病医療費等助成 ☐ 障害福祉サービス () ☐ 小児慢性疾患医療費助成 ☐ 在宅重症心身障害児 (者) 訪問事業 ☐ その他 ()															
⑧	特記事項																
⑨	主治医	<table border="1"> <tr> <td>専門医</td> <td>医療機関名 () 医師名 ()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住 所 ()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電 話 ()</td> </tr> <tr> <td>かかりつけ医</td> <td>医療機関名 () 医師名 ()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住 所 ()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電 話 ()</td> </tr> </table>				専門医	医療機関名 () 医師名 ()		住 所 ()		電 話 ()	かかりつけ医	医療機関名 () 医師名 ()		住 所 ()		電 話 ()
専門医	医療機関名 () 医師名 ()																
	住 所 ()																
	電 話 ()																
かかりつけ医	医療機関名 () 医師名 ()																
	住 所 ()																
	電 話 ()																

① 人工呼吸器

人工呼吸器の設定内容・値は正確に伝達することが重要なため、人工呼吸器に関する情報の貼付欄（10ページ）に設定内容が記載された指示書等のコピーを貼り、一緒に保管する。

人工呼吸器に表示されている設定値を記入する。人工呼吸器の設定は様々であり転記ミスを防ぐため訪問看護師などに協力を依頼し、複数人で記載内容を確認する。

② 酸素

酸素使用者は、酸素投与量を記載する。夜間のみ使用などの情報があれば、□欄にチェックを入れる。詳細情報は空欄を活用し記載する。

③ 気管切開

気管カニューレのカフエアは、カフ圧計での管理が推奨されているが、緊急時にカフ圧計を用意できないことを考慮して、適正なカフ圧にした場合のカフエア量を記入する。

④ 吸引

必要な吸引の方法にチェックを入れる。

⑤ 栄養・水分

栄養の摂取方法、チューブの種類とサイズ、栄養剤の種類、1日の総カロリー等を記入する。

⑥ 排泄

排泄の状況について記入する。

⑦ 利用している社会資源

現在利用している社会資源にすべてチェックをする。等級等があれば、記載する。

⑧ その他の特記事項

特定の薬剤や消毒薬、食品などにアレルギーがある、血圧や脈拍など数値の変動が大きい等、医療情報として伝達が必要と思われる内容を記入する。

⑨ 主治医

専門医は、病状が悪化し入院加療などが必要な場合の病院担当医師を記入する。

かかりつけ医は、人工呼吸器使用者の病状、日頃の健康状態をよく理解しており、自宅へ定期的に訪問診療を行う意思を記入する。

■ 人工呼吸器に関する情報の貼付欄（10ページ）

人工呼吸器の設定に関する指示書や人工呼吸器と回路・バッテリーの接続写真などを貼る。

■ 医療情報等に関する貼付欄（11ページ）

受診の際に必要な処方箋やお薬手帳のコピーを貼付する。変更したら、その都度貼り替える。安楽な体位のイラストや療養生活上の注意事項等があれば記載する。

■ その他確認事項・確認欄（12ページ）

確認事項の欄には情報共有したほうが良いと思われることなどを記載、または用紙を貼付する。確認欄は、個別支援計画を作成後、計画作成者と行政担当者が内容を確認し、それぞれサインする。

■ 災害時の情報リスト（13～14ページ）

災害時に活用可能な情報を一覧にした。

各区市町村独自の配信サービス等があれば余白スペースに記載する。

■ 災害時個別支援計画作成後定期的見直しチェック表（15ページ）

年に1度、このチェック表を使用し、計画を見直す。変更があれば計画書様式を書き換え、保健計画課に提出する。（マニュアル P8 参照）

■ 在宅人工呼吸器使用者災害時安否確認チェック表（16ページ）

災害時の安否確認が1枚にまとまっている。介護者についての記載場所もあるため、必要時使用する。

■ 停電シミュレーションを行うにあたっての手順（17ページ）

災害時に、冷静かつ安全に、落ち着いて行動するためには、普段から災害時のことを想定し、訓練しておくことが重要である。必要時この手順を用いて、シミュレーションを実施すると良い。

■ 新型コロナウイルス感染症蔓延期の人工呼吸器使用者への災害対応の留意点 (令和3年7月時点)

人工呼吸器使用者は、新型コロナウイルス感染症に感染すると重症化するおそれがあると考えられます。そのため、以下の点に留意しましょう。

1) 災害時個別支援計画作成等における感染予防について

災害時個別支援計画の作成や共有、防災・避難訓練や災害を想定したシミュレーションの実施など、関係機関や支援者が集まる場合は、関係者は自身の体調に留意し、マスク着用や咳エチケット、手指消毒、三つの密（密閉、密集、密接）の回避等、感染予防を徹底しましょう。

三つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できるだけ「ゼロ密」を目指します。災害時個別支援計画作成や共有等については、ビデオ通話やオンライン会議等を活用し非対面で実施することも、感染リスクの低減には効果的です。

また、関係機関・支援者が少人数で訪問を行う場合も、感染予防に十分留意することが必要です。

2) 災害発生時の対応

災害発生時は、災害時個別支援計画に沿って対応しますが、可能な範囲で感染症予防に留意しましょう。

人工呼吸器使用者は、災害時個別支援計画に沿い、在宅にとどまることの危険がなければ、在宅療養を継続しますが、関係機関が療養支援のため訪問を行う場合は、感染予防に十分留意し、体調悪化時には、あらかじめ決めておいた相談先に相談するよう支援します。

在宅にとどまることが危険な場合、避難を行います。密を避けるため、公共施設以外の避難先（予め決めておいた親戚や知人宅等）への避難や、ホテルや旅館を避難先として活用することも検討します。公共施設へ避難する場合は、感染予防対策を徹底し、福祉スペースの設置されている施設への避難を検討します。

※「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）令和2年6月」を参照

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/joho/soshiki/syoushi/syoushi/hinanjo-guideline_COVID-19.html

3) 平常時の備えについて

在宅療養継続のため電源確保や備蓄品の準備等を平常時から行っておくことが大切です。マスクや手指消毒用アルコールなど、感染症予防に必要な物品についても、普段から準備し、避難が必要な場合は持ち出しができるようにしておく必要があります。また、自己管理のため、体温計や血圧計も準備しておきましょう。

風水害などに備えてホテルや旅館への避難を検討する場合は、受け入れについて事前に調整しておきましょう。

感染症には、新型コロナウイルスをはじめとした新興感染症や、インフルエンザウイルス、ノロウイルスによるもの等、様々な種類があり、それぞれの特性に応じた対策が必要です。

また、新型コロナウイルスを含む新興感染症への対策は、感染経路等の解明が進むにつれ変化する可能性があります。

感染症の発生状況や、感染症の種類に応じた感染予防策・最新の予防策の詳細等については、厚生労働省や東京都感染症情報センター等のホームページでご確認ください。

東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針（令和3年9月一部改訂）より

東京都 関係機関一覧のリンク先

【在宅人工呼吸器使用者災害時支援窓口】

■東京都保健医療局ホームページ難病ポータルサイト窓口一覧

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/nanbyo/portal/index.html>

※窓口は変更する必要があるため、年1回は区市町村に確認が必要

【保健担当部署】都保健医療局ホームページより

■特別区保健所・保健センター

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/shisetsu/kuho_list.html

■中核市・政令市保健所・保健センター

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/shisetsu/seire_list.html

■市町村保健センター

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/shisetsu/shiho_list.html

■都保健所

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/shisetsu/to_hoken/index.html

【障害担当部署】都福祉局ホームページより

■身体障害者手帳に関する手続き及び相談等の区市町村窓口一覧

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shinsho/topics/fukushizimusyo.html>

【介護事業所、指定相談支援事業者等】

■都福祉局ホームページ「社会福祉施設一覧」より

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/fukushi_shisetsu/shs_list/index.html

Ⅲ 墨田区の災害時の取組

1 災害時医療救護活動体制

(1) 大規模災害時の被害想定

平成 24 年 4 月に公表された「首都直下地震等による東京の被害想定」における墨田区の被害想定は以下の表のとおりで、区の防災対策はこの想定もとに計画されている。

		時期及び時刻	冬の夕方 18 時		冬の朝 5 時	
		風速	8 m/秒		8 m/秒	
			区	東京都	区	東京都
人的被害	原因別	死者	665 人	9,641 人	615 人	7,649 人
		ゆれ液状化による建物倒壊	465 人	5,378 人	598 人	6,927 人
		地震火災	200 人	4,081 人	16 人	540 人
		その他	1 人	183 人	1 人	183 人
	負傷者（うち重傷者）		7,121 人 (1,312 人)	147,611 人 (21,893 人)	7,484 人 (1,308 人)	138,804 人 (18,073 人)
物的被害	原因別	建物被害（全壊）	17,657 棟	304,300 棟	10,482 棟	136,298 棟
		ゆれ液状化による建物倒壊	9,902 棟	116,224 棟	9,902 棟	116,224 棟
		地震火災	7,755 棟	188,076 棟	580 棟	20,074 棟
火災	出火件数		32 件	811 件	14 件	268 件
	焼失棟数（倒壊建物を含まない）		7,755 棟	188,076 棟	580 棟	20,074 棟
その他	滞留者		242,306 人	13,874,939 人	－ 人	－ 人
	帰宅困難者		79,083 人	4,714,314 人	－ 人	－ 人
	避難者（1 日後）		144,939 人	3,385,489 人	116,933 人	2,656,898 人
	避難所生活者（1 日後）		94,211 人	2,200,568 人	76,007 人	1,726,984 人
	閉じ込めにつながり得るエレベーターの停止台数		340 台	7,473 台	322 台	7,008 台

近年、大型台風や集中豪雨による風水害が各地で発生している。平成 28 年 5 月に作成された「荒川浸水想定区域図」（墨田区水害ハザードマップに掲載）を見ると、墨田区内の多くの地域が 1 メートル以上浸水すると想定されている。

(2) 医療救護所

災害時により、通常の医療体制では対応できない場合、区は墨田区地域防災計画に基づいて、医療救護所を設置する。緊急医療救護所と避難所医療救護所に分類される。

	医療救護所	
種別	緊急医療救護所	避難所医療救護所
内容	区が、発災後速やかに災害拠点病院などの近接地等に設置するトリアージポスト及び軽傷処置エリア	区が、おおむね急性期以降に、避難所に設置する医療救護所
1 目的	病院前トリアージの実施により、中等症者等に対する二次救急病院の診療機能を確保重症度に応じた適切かつ迅速な医療の提供	避難所における医療機能の提供
2 場所	災害拠点病院等の近接地等	500人以上の避難所、二次避難所（福祉避難所）
3 機能	【おおむね超急性期まで】 ・トリアージ ・軽症者に対する治療	【おおむね急性期以降】 ・傷病者に対する治療 ・避難者に対する健康相談、巡回診療等
4 期間	原則として超急性期まで開設（近接病院等の状況から閉鎖を判断）	原則として、急性期から慢性期まで開設（地域の医療機能、避難所の状況から閉鎖を判断）

墨田区では、区内 7 か所の二次救急病院にトリアージポストを設置し、病院の敷地内又は近接地に緊急医療救護所を開設する。

◎東京曳舟病院	東向島 2-27-1	災害拠点病院
山田記念病院	石原 2-20-1	災害拠点連携病院
墨田中央病院	京島 3-67-1	災害拠点連携病院
中村病院	八広 2-1-1	災害拠点連携病院
◎同愛記念病院	横網 2-1-11	災害拠点連携病院
賛育会病院	太平 3-20-2	災害拠点連携病院
東京都済生会向島病院	八広 1-5-10	災害医療支援病院

※◎は拠点となる緊急医療救護所

発災後、区（災対保健衛生部）と墨田区災害医療コーディネーターが協議の上、避難所救護所の設置を判断する。

2 災害時の情報提供

区内の災害・気象などの情報は、いくつかの方法を活用して発信している。

(1) すみだ安全・安心メール

区内で発生した気象・地震などの情報や、犯罪・不審者の情報をメールで配信している。

<登録方法>

s.sumida-city@raidan2.ktaiwork.jp へ空メールを送信し、スマートフォンや携帯電話のメールアドレスを登録する（QR コードは 24 ページ掲載）。

(2) 防災行政無線

災害発生時又は発生の恐れがあるときに、区内の小・中学校や公園などに設置しているスピーカーを通じて、必要な情報を伝えている。放送された内容は、区ホームページ、ツイッター、電話応答サービスにより確認することができる。

＜防災行政無線電話応答サービス＞

電話：０３－５６０８－６２７４

(3) 区ホームページ、公式 SNS ほか

□墨田区ホームページ

□墨田区危機管理ツイッター

※ホームページや SNS の QR コードは２３ページに掲載

□NHK データ放送

地デジテレビで地域設定を「墨田区」に設定すると、NHK データ放送から災害情報のほか、墨田区が発表する災害関連情報なども確認できる。

3 指定避難所と福祉避難所

(1) 指定避難所

地震災害で、倒壊や火災により自宅に戻れない場合に、一時的な生活の場所として、区立小・中学校などが指定避難所として開設される。指定避難所の一覧は、墨田区防災マップに掲載されている。

(2) 福祉避難所

常に介護を必要とされる方などが、自宅や避難所での生活が困難な場合、区内の特別養護老人ホームや特別支援学校などに福祉避難所を開設する。福祉避難所は被害状況に応じて開設される。

【資料 1】災害時個別支援計画作成のチラシ

自宅等で人工呼吸器を使用している方へ

「災害時個別支援計画」 作成のお知らせ

墨田区では、ご自宅で人工呼吸器を使用されている方について「災害時個別支援計画」の作成を行っています。「災害時個別支援計画」とは、災害に対する日ごろからの備え、災害発生時の行動手順、必要な物品や利用できる制度等を関係者と一緒に確認し、いざというときにも共有できるように備えておくものです。

* 睡眠時無呼吸症候群は除く。なお在宅酸素療法のみは対象外です。

作成の流れ

「現在お住まいの地区の担当保健師や障害者福祉課のケースワーカー、訪問看護ステーション等が連絡調整をして、自宅を訪問し、本人・家族等から聞き取りをしながら作成します。

区の担当者が本人・家族へ災害時個別支援計画作成について説明



本人・家族が災害時個別支援計画作成について同意・申請書を区へ提出



区の職員、または訪問看護ステーションの職員が
自宅を訪問して、個別支援計画を作成



本人・家族・保健師・看護師・主治医・ヘルパーなどで計画の確認



計画を区に提出、必要に応じて計画の見直し
* 年 1 回は必ず見直します



問合せ

保健センター ()
課 ()

TEL —
TEL —

※上記電話が繋がらないとき 保健計画課 TEL 5 6 0 8 - 6 1 8 9

【資料2】

出典：東京都医学総合研究所社会健康医学研究センター難病ケア看護ケアユニット
「災害時の備え」のパンフレット

※ご家族、関係機関と話し合う時の資料として活用してください

(印刷用：ホームページ・共有キャビネット)

在宅で人工呼吸器を装着されている方とご家族のために

災害時の備え

～医療機器の電源確保の理解～



いざという時に

落ち着いて判断し行動できるように、
平常時から準備をしましょう

人工呼吸器装着者に特徴的な災害の備え（例）

7 日間の在宅避難を想定

人工呼吸器関連

- 人工呼吸器
- 蘇生バッグ
- 外部バッテリー
- 予備呼吸器回路（人工鼻含む）
- 予備気管カニューレ
- 加温加湿器



吸引関連

- 吸引器（バッテリーあり・なし）
- 非電源式吸引器（足踏み式など）
- 唾液などを持続的に吸引するポンプ



電源

- 乾電池
- 発電機と使用燃料
- 蓄電池
- 延長コード（三つ又プラグ）
- シガーソケット・ケーブル



衛生材料

- グローブ
- アルコール綿
- 吸引チューブ
- 蒸留水／精製水
- 注射器



排泄

- オムツ

書類

- 人工呼吸器の設定
- お薬手帳
- 保険証
- 災害時個別支援計画

栄養

- 嚥下補助食品
- 栄養剤
- 注入セット
→ イルリガートル
・接続チューブ
・注射器

薬

- 常備薬
- 頓服



その他

- 懐中電灯やランタンなど
- ラジオ
- スマートフォンや携帯電話（モバイルバッテリー）
- ビニール袋
- ティッシュペーパー
- 水



意思伝達

- 文字盤など



災害の備えや対応に関して、主治医や訪問看護師に確認しましょう。
あわせてご家庭の災害の準備もしましょう。

公益財団法人 東京都医学総合研究所 難病ケア看護プロジェクト

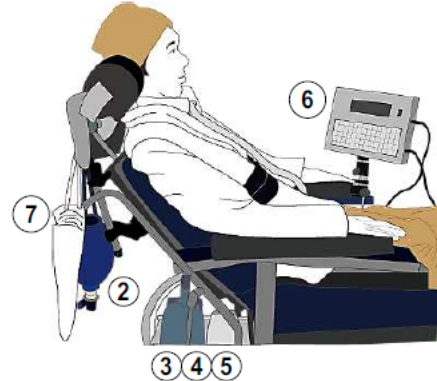
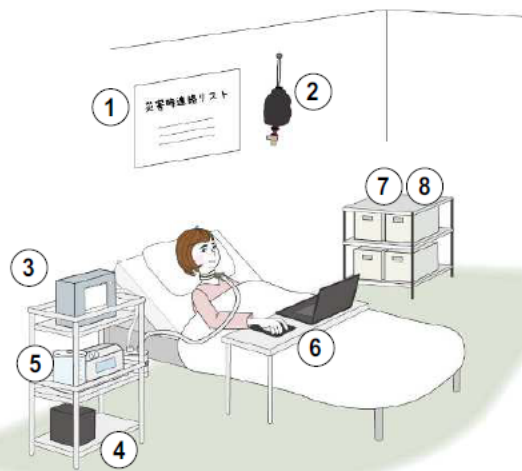
この冊子のダウンロードはこちらから

難病ケア看護データベース <https://nambyocare.jp/product/product2>



人工呼吸器装着者の災害の備え

停電になったらすぐに使えるように管理しましょう。
定期的に物品がそろっているか確認しましょう。



外出時間に足りる電源や物品を充足することは
災害時の備えを考える助けになるでしょう。

① 災害時連絡リスト ケガや体調不良、医療機器の異常、安否確認等の連絡ができるように一覧表を作成しましょう。

② 蘇生バッグ 壊れていませんか。すぐ取り出せるところにありますか。
使い方について、主治医や訪問看護師から教えてもらいましょう。

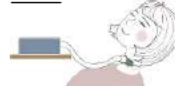
③ 人工呼吸器 NPPVとTPPVがあります。内部（本体）バッテリーの時間を確認しておきましょう。
NPPV専用器は、内部バッテリーがなく、無停電装置を使用するタイプがあります。加温加湿器を使用している人は、人工鼻にできるか主治医に確認したり、追加する水を準備しておきましょう。

NPPV



のどに穴を開けない

TPPV



のどに穴を開ける

④ 外部バッテリー 人工呼吸器とのつなぎ方や何時間動くかなど確認しましょう。平常時から充電しておきましょう。
外出の時など外部バッテリーを優先して使用し、内部バッテリーを大事にする習慣をつけましょう。

⑤ 吸引器 停電時は充電式もしくは非電源式（足踏み式など）吸引器を使用します。
充電式は何分動くか確認し、停電時は吸引する時だけ使用しましょう。

⑥ 意思伝達装置 乾電池やバッテリーで動くものがありますが、停電時は文字盤や合図も活用しましょう。

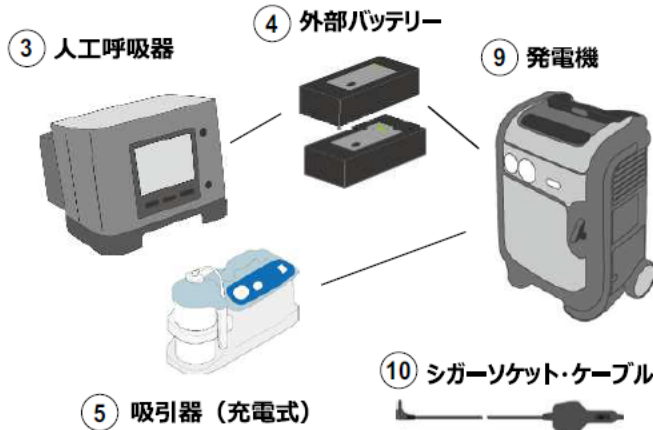
⑦ 衛生材料 吸引チューブやアルコール綿、グローブなどまとめておきましょう。

⑧ その他の災害時用品 照明やラジオなどに使用する乾電池や、生活用水など、必要なものをそろえましょう。

ベッド周辺に落下したり倒れてくる物がないか、停電したら動かなくなる機器が他にもないか確認しましょう。

非常用電源

平常時からバッテリーを充電しておきましょう。
長引く停電に備えて非常用電源を確保し、いざという時に使えるようにしましょう。



人工呼吸器に発電機や蓄電池を直接つなぐことは、原則認められていません。

人工呼吸器に対して安全な使用が認められている電源は医療機器メーカーが推奨する

1. 人工呼吸器専用のバッテリー
2. 人工呼吸器専用のシガーソケット・ケーブル
3. 医療機器専用の無停電電源装置（UPS）です。

主治医や医療機器業者に災害時の対応を相談しましょう。

④ 外部バッテリー 充電した④を交互に③につなげられるように、複数のバッテリーがあると良いでしょう。

⑤ 吸引器 ⑨や⑩とつないで充電する方法を確認しましょう。

⑨ 発電機 ガソリン・カセットボンベ・プロパンガスなどで動き、電気をつくります。正弦波インバーター搭載タイプをお勧めします。定期的に点検し、試運転を行いましょう。

⑩ シガーソケット・ケーブル 普通車で一般的に使用される電気は、直流(DC)の12Vですが、家庭用コンセントは交流(AC)の100Vであるため、インバーターが必要です。

⑨や⑩などの非常用電源の出力できる容量（ワットやアンペア）を確認しましょう。

日常的なバッテリーの管理

人工呼吸器

- ☐ バッテリーはありますか？
- ☐ バッテリーは何個ありますか？
- ☐ バッテリーで動く時間は、どのくらいですか？
- ☐ 購入してからどのくらい経ちますか？（基本的に2年）
- ☐ 使用方法是知っていますか？
- ☐ いつでも使えるように充電していますか？
- ☐ 充電が完了するまでに何時間かかりますか？
- ☐ 外出の時など外部バッテリーを優先して使用していますか。内部バッテリーに頼っていませんか？

吸引器

- ☐ バッテリーはありますか？
- ☐ バッテリーで動く時間は、どのくらいですか？
- ☐ 購入してからどのくらい経ちますか？（基本的に2年）
- ☐ 充電が完了するまでにどのくらいかかりますか？
- ☐ いつでも使えるように充電していますか？

万が一機器の充電がなくなったときの対策を主治医や訪問看護師と考えておきましょう

蘇生バッグの使い方

人工呼吸器の動作不良



蘇生バッグによる換気補助



①～③を
繰り返す

- ① 蘇生バッグと、気管カニューレをつなげる。
気管カニューレが引っ張られないように、フレックスチューブと接続すると実施しやすい。
- ② 蘇生バッグを押す。
※ TPPVは蘇生バッグを押した分だけ、肺に空気が入る。
成人用の蘇生バッグを両手いっぱい押すと、1000 ml 以上入るため注意が必要。
- ③ 押した蘇生バッグを離す。

- ・蘇生バッグは種類やサイズ（小児用：280mlや550mlなど、成人用：1000mlや1500mlなど）があり、最大送気量に違いがあります。
- ・マノメーターで気道内圧を決めて蘇生バッグから空気を送る方法があります。

【NPPVの方】 災害時の対応を医師と話し合っておきましょう。

【TPPVの方】 確実に肺に入るので、入れすぎに気をつけましょう。

蘇生バッグの使い方（何秒に1回、どのくらいの力で押すか）を、主治医や看護師から教えてもらいましょう。
患者さんの顔色やパルスオキシメーターの値を確認するなどしながら、落ち着いて実施しましょう。

発電機と電気機器との接続は 余裕をもって

電気機器の合計消費電力より、余裕をもって発電機と接続しましょう。

熱を発生させるものや、モーターを動かす電気機器は、起動時にたくさんの電力が必要です。これを「起動電力」と呼びます。機器によっては、「消費電力」の数倍大きい「起動電力」を必要とする製品があるので、余裕をもって発電機と接続しましょう。医療機器をつなぐことを考えている方は、主治医や医療機器業者に確認しましょう。

例えば

※ 以下の電気機器の電力は、目安です。製品によっても異なります。

電気ポット	+	吸引器	=	合計 消費電力 700 W
消費電力 600 W		消費電力 100 W		合計 起動電力 900 W
起動電力 600 W		起動電力 300 W		900 VA 以上の出力を持つ 発電機が必要

状況により、バッテリーで動かしたり、発電機につなぐ機器を減らし、安定して使用できるようにしましょう。

参考 | 電気に関する用語

【VA】（ボルトアンペア）発電機から出力される電力

【W】（ワット）使用機器で消費される電力 電力（W）＝電圧（V）×電流（A） 家庭用の電圧は一般的に100V

1 VA = 1 W として考えます。

お持ちの発電機の使用方法や使用上の注意について、確認しましょう。

人工呼吸器使用者に対する支援制度等

1 在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護事業（東京都事業）

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/nanbyo/portal/service/zaitaku/houmonkango.html>

人工呼吸器を使用して在宅療養している難病患者さんが、医療保険で定める回数を超えて1日複数回の訪問看護が受けられるよう、訪問看護ステーションに委託して行う。
＜対象者＞難病医療費等助成対象疾病にかかり、人工呼吸器を使用して在宅療養している方で、主治医が診療報酬の回数を超える訪問看護が必要であると認める方

2 在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設置整備事業（東京都事業）

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/nanbyo/portal/service/zaitaku/dengen.html>

医療機関が、在宅療養中の人工呼吸器使用難病患者さんに対して、電力不足に備えて自家発電装置又は無停電装置を無償で貸与する場合、その購入費を補助する。
＜対象者＞難病医療費等助成対象疾病及びその他の国の難治性疾患克服研究事業対象疾患にかかり、在宅療養において人工呼吸器を使用している方で、原則として当該年度4月1日以降、新規に在宅療養を開始した方

3 在宅難病患者医療機器貸与事業

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/nanbyo/portal/service/zaitaku/kikitaiyo.html>

在宅で療養している難病患者さんに対し、吸入器・吸引器を貸し出ししている。
＜対象者＞難病医療費等助成対象疾病を主な原因とし、在宅療養において吸入器・吸引器を必要とし、主治医の同意を得ている方で、貸与が必要であると認められる方、※障害者総合支援法等の他の行政サービスの利用が優先

4 障害者総合支援法による障害福祉サービス等

身体障害者手帳の所持の有無にかかわらず、障害福祉サービスを利用することができる。
＜対象者＞対象疾病（障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める疾病）

5 災害時の電源の確保について

災害時に備えて、区で在宅人工呼吸器使用者用の蓄電池を備蓄している。

＜保有する部署＞

障害者福祉課	3台	平成23年～
保健計画課	3台	令和元年度～
向島保健センター	1台	
本所保健センター	1台	

【資料4】実施要綱

墨田区在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画作成事業実施要綱

令和元年10月1日
31 墨福衛保第1430号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針（平成24年3月）に基づき、墨田区（以下「区」という。）内に住所を有し、在宅人工呼吸器を使用している難病患者等（以下「人工呼吸器使用者」という。）に対し、区及び在宅人工呼吸器使用者の日常の医療ケアに携わる訪問看護ステーションその他関係機関等が協力して災害時の対応等を支援することにより、その生命を守ることを目的とする。

(在宅人工呼吸器使用者の把握)

第2条 区長は、災害時に備え、人工呼吸器使用者の把握に努めるものとする。

(災害時個別支援計画の作成)

第3条 区長は、把握した人工呼吸器使用者について、個別の災害時支援計画（以下「災害時個別支援計画」という。）を作成し、人工呼吸器使用者及びその家族の災害時の対応等を支援するものとする。

(災害時個別支援計画の更新)

第4条 区長は、既に作成した災害時個別支援計画について、年に1回、内容を確認し、必要な見直し（以下「更新」という。）を行うものとする。

(災害時個別支援計画の作成委託)

第5条 区長は、災害時個別支援計画の作成及び更新業務について、訪問看護ステーションに委託することができる。

(災害時個別支援計画の提出)

第6条 訪問看護ステーションは、委託された災害時個別支援計画の作成及び更新を行った場合は、区長に提出する。

(在宅人工呼吸器使用者名簿の作成)

第7条 区長は、提出された災害時個別支援計画に基づき、氏名、緊急連絡先、人工呼吸器の仕様、使用状況等を記載した名簿を作成し、更新を行う等、適正な管理に努めるものとする。

(関係機関との連携)

第8条 災害時個別支援計画の作成及び更新に当たっては、当該災害時個別支援計画を作成した者が中心となって関係機関と連携を図るとともに、適宜、区、人工呼吸器使用者及びその家族、訪問看護ステーション、介護事業者等、当該災害時個別支援計画に係る関係者と情報を共有するための機会を設けるものとする。

(区長の役割)

第9条 区長は、この業務の適正を図るため、委託先が行う業務の内容を定期的に調査し、必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な業務は、別途定める。

付 則

この要綱は令和元年10月1日から適用する。

【資料5】作成事業実施要領

墨田区在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画作成事業実施要領

令和元年11月1日
31墨福衛保第1577号

(目的)

第1条 この要領は、墨田区在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画作成事業実施要綱（令和元年10月1日付墨福衛保第1430号。以下「要綱」という。）に基づく、在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画（以下「災害時個別支援計画」という。）作成事業の円滑な運営を図るために、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、墨田区とする。また、この事業の一部を訪問看護ステーションに委託することができるものとする。

(対象者)

第3条 墨田区内に住所を有する、在宅人工呼吸器使用者及びその家族とする。

(在宅人工呼吸器使用者の把握)

第4条 要綱第2条で定める人工呼吸器使用者の把握は、次により行う。

- (1) 医療機関等関係機関からの情報提供
- (2) 在宅人工呼吸器使用者の家族等からの連絡
- (3) 訪問看護ステーションからの情報提供書

2 区長は、在宅人工呼吸器使用者の情報を集約し管理する。情報を集約する部署は、保健計画課（把握集約機関）とする。なお、その情報は、在宅人工呼吸器使用者又はその家族の同意を得たものとする。

(災害時個別支援計画)

第5条 災害時個別支援計画の内容は次のとおりとする。

- (1) 使用している人工呼吸器の換気方法や機種等の情報及び当該機器の取扱業者に関する情報
- (2) 災害時に備えて準備しておく物のリスト
- (3) 停電時の対応方法（停電が長引く場合の対応方法を含む）
- (4) 地震、風水害等災害種別ごとの対応方法
- (5) 関係者及び緊急時の医療機関等の連絡リスト
- (6) 安否確認の方法
- (7) その他区長が必要と認める事項

2 区長は災害時個別支援計画作成について「在宅人工呼吸器使用者災害個別支援計画作成事業申請書兼同意書」(第1号様式)による申請に基づき、災害時個別支援計画作成を決定し、「在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画作成事業決定通知書」(第2号様式)を交付する。また、あらかじめ対象者及びその家族に、計画作成についてのきめ細やかな趣旨説明を行う。

3 区長は、「計画作成業務依頼書」(第3号様式)により、災害時個別支援計画を訪問看護ステーションに依頼することができる。

4 災害時個別支援計画は、別記第4号様式により作成する。

5 作成に当たっては、かかりつけ医、専門医、訪問看護師、ケアマネジャー、ホームヘルパー、人工呼吸器取扱業者、地区担当保健師、障害者担当部署等の関係機関（以下「関係機関」という。）と連携を図るものとする。

6 計画書の原本は対象者及びその家族が保管し、関係機関及び保健計画課が、計画の写しをそれぞれ保管するものとする。このことについて、事前に対象者及びその家族から同意を得ておくものとする。なお、停電に備え、紙文書での保管とする。

7 同一人工呼吸器使用者に対し、同一年以内に計画書を作成又は更新した場合は、作成者を変更しても更新として計画を作成するものとする。

(災害時個別支援計画の作成委託)

第6条 災害時個別支援計画の作成を依頼する場合は、訪問看護ステーションと委託契約を締結する。この場合において、委託する業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 災害時個別支援計画の作成に関すること。
- (2) 災害時個別支援計画に基づき、災害時に必要となる備品の確保及び医療機器の作動の確認とその使用方法等について、対象者及びその家族への指導を行うこと。
- (3) 災害時個別支援計画の内容について、対象者の行政の担当者(以下「行政担当者」という。)と綿密に打合せるとともに、共有する関係者へ説明すること。
- (4) 災害時個別支援計画の記載内容に変更があった場合の情報提供に関すること。
- (5) 前各号のほか、区が必要と認める事項。

2 委託事業者は、災害時個別支援計画の作成において「個人情報の保護に関する事項」を守らなければならない。この契約終了後においても同様とする。

(災害時個別支援計画の更新)

第7条 在宅人工呼吸器使用者に対し、初めて作成する計画を新規とし、その見直しを更新とする。なお、あらかじめ行政担当者が作成した計画を更新する場合は更新新規とする。更新は概ね年1回行うものとする。また、病状の変化があれば、随時更新を行うものとする。災害時個別支援計画の更新内容については、前条を準用する。

(委託料)

第8条 災害時個別支援計画の作成又は更新をした訪問看護ステーションに対し、委託料を支払うものとする。

2 前項の委託料は、別表のとおりとする。

3 委託料の支払いは、訪問看護ステーションからの請求書の提出により行う。

(報告)

第9条 委託事業者は、災害時個別支援計画作成後に「業務報告書」(第4号様式)に必要な事項を記入し、区長に提出するものとする。

2 委託事業者は、使用者に関する状況の変化が発生した場合は、速やかに区長に報告するものとする。

(関係機関との連携及び管理)

第10条 区長は、把握集約機関が中心となって関係機関と連携を図るとともに、事業の一部を委託している委託事業者との連携調整を十分に行い、事業を円滑に実施するものとする。

(関係帳票類の整備)

第11条 区長は、この事業を円滑に行うため、災害時個別支援計画作成者名簿や人工呼吸器使用者等マップ、その他必要な帳票類を整備するものとする。

付 則

この要領は令和元年11月1日から適用する。

墨田区長宛

**在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画作成事業
申請書兼同意書**

在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画作成支援について、下記のとおり申請します。

申請者	ふりがな 氏名		本人（人工呼吸器 使用者）との続柄	
	住所		電話番号	

人工呼吸器使用者 氏名		生年月日	年 月 日
住所	(申請者と異なる場合のみご記入ください。)		
申請種類	☐ 新規 ☐ 更新新規（保健師から訪問看護ステーションの新規作成へ変更等） ☐ 更新（疾病名・利用サービスに変更なし）		
計画作成者	☐ 訪問看護ステーション（ ） ☐ 地区担当保健師（ ）		
疾病名	(人工呼吸器使用にいたる主な疾病名)		
現在利用中の サービス等	☐ 介護保険サービス ☐ 難病医療費等助成 ☐ 障害福祉サービス ☐ 小児慢性疾患医療費助成 ☐ 身体障害者手帳（ 級） ☐ 在宅重症心身障害児（者）訪問事業 ☐ その他（ ）		
特記事項			

同 意 書

- 1 墨田区の「在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画作成業務」の委託を受けた事業者の支援を受けることに同意します。
- 2 災害時個別支援計画の作成にあたって協力した関係機関が、私の計画の写しを保管し情報を共有することに同意します。
- 3 災害時人工呼吸器使用者名簿が、災害時の安否確認に利用されることに同意いたします。

署名(本人氏名) (必須)

(申請者名 (必須))

(第2号様式)
○ 墨 福 衛 保 第 ○ ○ 号
令 和 年 月 日

○○ ○○○ 様

墨田区長 山本 亨 印

在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画作成事業決定通知書

令和 年 月 日付の申請に基づき、下記のとおり在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画の対象として承認したので通知します。

記

1 対象者氏名

2 作成機関

あなたの在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画の作成にあたり、中心となって支援する機関は以下のとおりです。

事業所名

住所

電話番号

問合せ先

墨田区福祉保健部保健衛生担当保健計画課
担当者：
電話：03-5608-6189（直通）

(第3号の1様式)

○ 墨 福 衛 保 第 ○ ○ 号
令 和 年 月 日

○○○訪問看護ステーション 御中

保健計画課長 ○○ ○○

在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画作成業務依頼書

令和 年 月 日付の申請に基づき、下記の対象者の在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画の新規作成業務を依頼します。

記

1 対象者（人工呼吸器使用者）

氏名	
生年月日	
住所	
電話番号	

2 提出書類

- 1) 災害時個別支援計画書
- 2) 業務報告書

3 その他

計画書の提出の際は、必ず下記の問い合わせ先まで連絡し、事前に提出方法をお知らせください。

問合せ先

墨田区福祉保健部保健衛生担当保健計画課
担当者：
電話：03-5608-6189（直通）

(第3号の2様式)

○ 墨 福 衛 保 第 ○ ○ 号
令 和 年 月 日

○○○訪問看護ステーション 御中

保健計画課長 ○○ ○○

在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画作成業務依頼書

令和 年 月 日付の申請に基づき、下記の対象者の在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画の（ 更新新規 ・ 更新 ）作成業務を依頼します。

記

1 対象者（人工呼吸器使用者）

氏名	
生年月日	
住所	
電話番号	

2 提出書類

- (1) 見直しチェック表（必須）
- (2) 計画書内に変更があり、計画書を差し替える場合（写し）
 - ・ 大幅な変更時：災害時個別支援計画書（全部）
 - ・ 一部変更：差し替え部分の災害時個別支援計画書（一部）
- (3) 業務報告書（必須）

3 その他

計画書の提出の際は、必ず下記の問い合わせ先まで連絡し、事前に提出方法をお知らせください。

問合せ先

墨田区福祉保健部保健衛生担当保健計画課
担当者：
電話：03-5608-6189（直通）

(第3号の3様式)

○ 墨 福 衛 保 第 ○ ○ 号

令 和 年 月 日

一般社団法人東京都訪問看護ステーション協会
会長 ○○ ○○○ 様

保健計画課長 ○○ ○○

在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画作成業務依頼書

下記のとおり、在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画の作成業務を依頼しました。

記

1 依頼先

使用者氏名(住所)	
事業所名	
住所	
電話番号	

2 その他

新規・更新新規・更新での作成を依頼します。

問合せ先

墨田区福祉保健部保健衛生担当保健計画課

担当者：

電話：03-5608-6189（直通）

業務報告書

事業所名

管理者名

以下の対象者に関する計画書作成について報告します

対象者氏名		生年月日	
住所		電話番号	

計画作成日 (更新日)	年 月 日 (曜日)
計画作成(更新) 参加者	

確認期間		年 月 日 ~ 年 月 日	
様式1	①必要品目・個数 ②使用期限 ③使用状況	☐ 揃っている ☐ 問題なし ☐ 問題なし	☐ 不足あり ☐ 問題あり () ☐ 問題あり ()
様式2	①外部バッテリーの容量・作動 ②酸素ボンベの切替 ③予備吸引機の作動	☐ 問題なし ☐ 問題なし ☐ 問題なし	☐ 問題あり () ☐ 問題あり () ☐ 問題あり ()
様式3	①電源の確保 ②その他の対処 ③入院調整	☐ 問題なし ☐ 問題なし ☐ 問題なし	☐ 問題あり () ☐ 問題あり () ☐ 問題あり ()
様式4	①人工呼吸器異常時の対応手順 ②蘇生バッグの使用 ③安否の連絡方法	☐ 問題なし ☐ 問題なし ☐ 問題なし	☐ 問題あり () ☐ 問題あり () ☐ 問題あり ()
様式5	①(風水害の際の)避難手順	☐ 問題なし	☐ 問題あり ()
様式6、チェック表の確認		☐ 問題なし	☐ 問題あり ()

以上のとおり報告します

年 月 日

記入者

【資料6】

東京電力パワーグリッド株式会社への登録

1 受けられるサービス （ただし、停電の規模等の状況による）

①停電発生時には、停電エリアに居住の登録者に対し、停電の発生や復旧見込みの連絡を可能な範囲で行う。

②登録者に対し、年1回の文書の送付や電話等による自衛措置の勧奨を行う。

2 登録方法の流れ

保健センター

人工呼吸器使用者及び家族の同意の上、「東京電力への登録希望者調査票」（P65参照）を記入し、保健センターから保健計画課に送付する。



保健計画課

区での手続き後、保健計画課から東京都に調査票をメールで送付する。



東京都

東京都は把握・集約をした上で、毎月取りまとめて、東京電力に登録を依頼している。



東京電力

登録し、サービスを提供する。

3 その他

他社の電力会社と契約している場合でも登録による上記のサービスを受けられる

見 本

自治体名 墨田区

保健所名 ○○保健センター

担当者名 地区担当保健師名

(部署名)

連絡先 TEL 03-xxxxx-xxxxx

東京電力パワーグリッド株式会社への登録希望者 調査票

種 別	新規 ・ 中止 ・ 変更 (変更箇所:)	
【氏名】 患者氏名 ○○ ○○	【住所】 墨田区○○ ○丁目 ○-○	
電気契約者氏名 ○○ ○○	【電 話】 03-○○○○-○○○○	【携帯電話】 090-○○○○-○○○○
* 供給地点特定番号 (20 桁)	【人工呼吸器使用時間】 24時間 夜間 その他 ()	
	【緊急用電源の準備】 自家発電機 (時間) 内部バッテリー (△ 時間) 外部バッテリー (× 時間)	

【記載上の注意】

- 「種別」はいずれかを○で囲んでください。変更の場合は前回からの変更箇所が分かるようご記入下さい。
- 「* 供給地点特定番号」は電気料金の領収書等に記載されている 20 桁の番号です。不明の場合は空欄でも構いません。
(平成 29 年度までは「お客様番号」でしたが、電気供給先の特定のため「供給地点特定番号」を記入していただくよう変更しました。)
- 「人工呼吸器使用時間」は該当する項目を○で囲んでください。
- 「緊急用電源の準備」は保有しているもの全てを○で囲んでください。なお作動時間もあわせてご記入ください。

(平成 30 年 3 月作成)

【資料7】外部リンク

<東京都>

東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針の概要

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/nanbyo/portal/pamphlet.html>

東京都難病医療ネットワーク

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/nanbyo/nk_shien/nanbyonetwork.html

<墨田区>

健康・福祉（難病医療・障害福祉等に関する情報）

https://www.city.sumida.lg.jp/kenko_fukushi/index.html

防災・安全安心情報（防災対策等に関する情報）

http://www.city.sumida.lg.jp/anzen_anshin/index.html

墨田区在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画作成マニュアル

作成 平成 2 6 年 4 月

改訂 令和 2 年 7 月

(一部改訂 令和 6 年 3 月)

発行 墨田区福祉保健部保健衛生担当保健計画課

東京都墨田区吾妻橋 1 - 2 3 - 2 0

電話 0 3 (5 6 0 8) 6 1 8 9 (直通)